金融機関の証券業務に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

七条の四により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定掲げる会社の状況の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に	•	仲介業務の委託を行う証券会社若しくは外国証券会社をいう。以下同じ。)を行う場合の委託証券会社(登録金融機関に証券	第二十七条第十一号と余き、以下司ジ。/と言う業務という。 委託を受けて行う法第二条第十一項各号に掲げる行為をいう。 三 証券仲介業務(証券仲介行為(証券会社又は外国証券会社の	取引資格を取得する証券取引所の名称   加入する証券業協会の名称	事項とする。二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる	第六条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の(登録申請書のその他記載事項)	改正案
一   資本の額又は出資の総額   一	第八条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条			とする。	る証券業協会の名称及び取引資格を取得する証券取引所の名称の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、加入す	第六条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条(登録申請書のその他記載事項)	現行

する子法人等をいう。 び子法人等(法第六十五条の二第五項において準用し、 する親法人等をいう。 七条の四により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定 以下第二十一条第十号を除き同じ。) 以下第二十一条第十号を除き同じ。 令 第 十 ) 及

次に掲げる状況

1 商号又は名称

資本の額又は出資の総額

그 시 主たる営業所又は事務所の所在地

事業の種類

取引関係

ホ 登録申請者との間の資本関係、 人的関係及び最近 年間の

2 法第六十五条の二第十項に規定する持株会社(以下「 という。) 商号又は名称 持株会

掲げる行為を行わず、 三号に規定する内閣府令で定めるものは、 て同号口に掲げる行為を行わない登録金融機関については、 六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第 法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券について同号八に かつ、 同項第四号に掲げる有価証券につい 前項の規定にかかわら 法第

商号又は名称

ず

持株会社の状況として、

次に掲げるものとする。

 $\equiv \mid \perp \mid$ 資本の額又は出資の総額

主たる営業所又は事務所の所在地

四 事業の種類

> $\equiv$ 主たる営業所又は事務所の所在地

五 四 事業の種類

取引関係 登録申請者との間の資本関係、 人的関係及び最近一年間の

五 登録申請者との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の取

**引関係** 

# ( 認可申請書の添付書類)

### |〜七 (略)

とに係る認可申請書にあっては、次に掲げるものとする。五号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行うこ二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二項第2 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第2

## **一~十一 (略)**

3

(略)

( 取引報告書の記載事項等)

## 第十七条 (略)

ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものと2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一項

# (認可申請書の添付書類)

書にあっては、次に掲げるものとする。
参の元引受けをいう。)を営業として行うことに係る認可申請証券の元引受け(法第二十九条第一項第二号に規定する有価証条の三第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五第十一条 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九

### |〜七 (略)

。 行うことに係る認可申請書にあっては、次に掲げるものとする項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六十五条第二2 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三

### | ~ 十 | (略)

3

(略)

# 第十七条 (略)

(取引報告書の記載事項等)

| 項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるも| 2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第一

す る。

(略)

記載した取引契約書を交付するもの()、次に掲げる取引であって、契約するごとに当該取引の条件を

関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する転換特定社 日を定めることにより買戻価格を定めることができるものを 約定時において買戻日が定められていないものであって買戻 売買であり、買戻価格があらかじめ定められているもの又は おいて同じ。) の買戾条件付売買 (債券等に係る買戾条件付 券に準ずるものを除く。) に限る。) をいう。以下この号に 定社債券に準ずるもの並びに同項第五号の三に掲げる有価証 る有価証券のうち転換特定社債券及び新優先出資引受権付特 債券及び新優先出資引受権付特定社債券並びに同条第二項の 第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券(資産の流動化に 号に掲げる取引をいう。) 七条の二に規定するもの(法第二条第一項第三号の二に掲げ 規定により有価証券とみなされるものを除く。) 及び令第十 有価証券店頭デリバティブ取引 (法第六十五条第二項第五 債券等 ( 法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券

のとする。

(略)

を記載した取引契約書を交付するもの()次に掲げる取引であって、契約するごとに当該取引の条件)

有価証券店頭デリバティブ取引(法第六十五条第二

項第

七号に掲げる取引をいう。)

号の二に掲げる有価証券のうち転換特定社債券及び新優先 化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する転換 法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券 (資産の流動 ていないものであって買戻日を定めることにより買戻価格 定められているもの又は約定時において買戻日が定められ 券等に係る買戻条件付売買であり、買戻価格があらかじめ いう。以下この号において同じ。) の買戻条件付売買 (債 三に掲げる有価証券に準ずるもの並びに同条第二項の規定 及び令第十七条の二に規定するもの(法第二条第一項第三 特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。) げる有価証券 ( 同項第三号に掲げる有価証券にあっては、 を定めることができるものをいう。) により有価証券とみなされるものを除く。)に限る。 出資引受権付特定社債券に準ずるもの並びに同項第五号の 債券等 ( 法第六十五条第二項第一 号から第三号までに掲

- 八~ホ (略)

三(略)

 $\equiv$ 

(略)

八 〜 ホ

(略)

3 6 (略)

(適用除外行為)

2 (略) 第十八条

(略)

3 ら第三号までに掲げる行為について準用する。 国国債証券に係るものに限る。 以下この項において「国債証券等」という。)及び国債証券等の の支払いについて保証している社債券その他の債券に限る。 第三号及び第四号に掲げる有価証券 (政府が元本の償還及び利息 号に掲げる国債証券、 みの有価証券指数並びに法第六十五条第二項第三号に規定する外 前二項の規定は、 外国市場証券先物取引 ( 法第二条第 同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項 )に係る法第二条第八項第一号か 項第一

約を締結しようとする登録金融機関は、当該契約に基づいて行う 分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければない。 並びに同項第五号に掲げる取引が投資者の保護に欠け、取引の公 等先物取引、 同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券指数 法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券の売買、 正を害し、又は証券業務の信用を失墜させることのないよう、十 第一項 (前項において準用する場合を含む。) 各号に掲げる契 有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引

4

5・6 (略)

3 6 (略)

(適用除外行為)

第十八条 (略)

3 2

(略)

為について準用する。 る取引に係る法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行 前二項の規定は、 法第六十五条第1 |項第六号ロ及びへに掲げ

5・6(略) 引 契約を締結しようとする登録金融機関は、当該契約に基づいて の保護に欠け、取引の公正を害し、 券の売買、 行う法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証 しなければならない。 させることのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備 第一項 (前項において準用する場合を含む。) 各号に掲げる (以下「法第六十五条第二項の売買等」という。) が投資者 同項第六号に掲げる取引及び同項第七号に掲げる取 又は証券業務の信用を失墜

(取引一任勘定取引に係る売買の別)

に定める事項とする。で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして内閣府令第十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条

の引 当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるか に頭現実数値をいう。以下同じ。)を上回った場合に金銭を支払う立場の 定数値(それぞれ同項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数 値(それぞれ法第二条第二十五項に規定する店頭規実指数又は 上頭現実数値をいう。以下同じ。)が店頭約定指数又は店頭約 に頭現実指数又は店頭約 に頭現実指数又は店頭規実数

の当事者となるかの別 オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場二 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引

(取引一任勘定取引に係る売買の別)

該各号に定める事項とする。
府令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当条第一項第五号に規定する売買の別に相当するものとして内閣第十九条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二

者となるかの別 | お第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店 | 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店 | 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店 | 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店 | 法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店

引のうち有価証券店頭オプション取引に係るもの、オプショ価証券オプション取引に係るもの又は同項第七号に掲げる取三、法第六十五条第二項第六号イ及びニに掲げる取引のうち有

指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。) 有価証券店頭指数をいう。以下同じ。)の数値又は有価証券の価格が当該 と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格が当該 と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格が当該 と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格が当該 と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格が当該 と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格が当該 と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格が当該 と取り決めた有価証券店頭指数等スワップ取引に係る有価証券店頭指数等スワップ取引に係る 四 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る 四 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る

(取引一任勘定取引に係る価格

めるものとする。
める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定第一項第五号に規定する価格に相当するものとして内閣府令で定第二十条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条

有価証券指数等先物取引 約定指数又は約定数値

二 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭約定指数又は店頭約定数

者となるかの別ンを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事

兀

正、法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金 がの当事者となるかの別(当該スワップ取引の当事者となるか又は当該金銭を受領する立 場の当事者となるかの別(当該スワップ取引のがずれの当事 者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券 店頭指数をいう。以下同じ。)の数値又は有価証券の価格が がいる場合にあっては、当該スワップ取引に係る 頭指数等スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引に係るもの 当該スワップ取引に係る がにの当事 はの当事となるかの別(当該スワップ取引に係る がいる場合にあっては、当該スワップ取引に係る がいるのがにの当まる がいるのがによる がいるのがののがによる がいるのがによる がいるのがいるのがによる がいるのがによる がいるのがになる がいるのがになる はなるのがになる はなるのがになる はなるのがになる は

(取引|任勘定取引に係る価格)

号に定めるものとする。で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各条第一項第五号に規定する価格に相当するものとして内閣府令第二十条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二

二(法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店価証券指数等先物取引に係るもの)約定指数又は約定数値) 法第六十五条第二項第六号イ及び二に掲げる取引のうち有

値

オプションの対価の額三の有価証券店頭オプション取引

有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格した期間における変化率を算出するためにあらかじめ約定した四、有価証券店頭指数等スワップ取引、当該スワップ取引の約定

(禁止行為)

取引又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプションは第四十二条第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の法第四十二条第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の下では有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引若

頭指数等先渡取引に係るもの
店頭約定指数又は店頭約定数

値

価証券店頭オプション取引に係るもの オプションの対価の価証券オプション取引又は同項第七号に掲げる取引のうち有三 法第六十五条第二項第六号イ及び二に掲げる取引のうち有

額

た有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格した期間における変化率を算出するためにあらかじめ約定し頭指数等スワップ取引に係るもの、当該スワップ取引の約定四、法第六十五条第二項第七号に掲げる取引のうち有価証券店

(禁止行為)

。 )に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする二条第一項第九号(同条第二項において準用する場合を含む。第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十

は同項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為(次条を取扱い、同項第六号に掲げる取引に係る同号に定める行為又じ。)その他の取引、同項第五号に掲げる有価証券の私募の参の売買(有価証券先渡取引を除く。以下この条において同法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証法

解を生ぜしめるべき表示をする行為 り読み替えて適用する法第四十二条第二項に規定する外国市場 る同号に定める行為若しくは外国市場証券先物取引等(法第六 取引をいう。 十五条の二第五項において準用し、 証券先物取引等をいう。) (以下「法第六十五条第二項の取引 という。 に関し、 法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係 虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤 令第十七条の四の規定によ

(略)

ਰੇ – پًا 託等をいう。 くは一連の有価証券の売買取引の委託等(法第六十五条の二第 する有価証券の売買取引をいう。以下この号及び第二十七条第 価証券オプション取引と類似の取引に係るものを含む。 物取引と類似の取引に係るものを含む。) 又はオプション (オ の指数であって外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先 証券の売買取引の受託等 ( 法第六十五条の二第五項において準 為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価 五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する委 九号において同じ。 内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)第四条第三号に規定 プションと類似の権利であって外国市場証券先物取引のうち有 特定の銘柄の有価証券、 )について、 連の有価証券の売買取引(証券会社の行為規制等に関する 以下同じ。 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべ (有価証券等清算取次ぎを除く。 をする行為又は実勢を反映しない作 有価証券指数 ( 有価証券指数と類似 以下同 若し

除き、 き表示をする行為 虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべ 以下「 法第六十五条第二項の取引」 という。

に関し

略)

Ξ 等 券店頭指数等 ( 法第百五十九条第一項に規定する上場有価証 場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引 定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。 券店頭指数等をいう。) 若しくは店頭売買有価証券店頭指数 る有価証券の売買、 売買取引 ( 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げ を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の 類似の取引に係るものを含む。 利で外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と に係るものを含む。 る外国国債証券、 券のうち特定の銘柄のもの又は同項第六号に掲げる取引に係 十五条第二項第七号に掲げる取引をいう。 以下この号及び第 法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証 (同条第四項において読み替えて準用する同条第 有価証券指数(これと類似の指数で外国市 同項第六号に掲げる取引又は上場有価証 ) 若しくはオプション (これと類似の権 以下同じ。 について、 )に係る法第六 項に規

下同じ。) をする行為 用する法第四十二条第一項第五号に規定する受託等をいう。以

二十七条第六号において同じ。

(有価証券等清算取次ぎを

四 登録金融機関の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利四 登録金融機関の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利回証券に係る同号口に掲げる行為を行わない場合は、同号に掲げる有価証券に係る同号口に掲げる行為を行わない場合は、同号に掲げる有価証券に係る同号口に掲げる行為を行わない場合は、同号に掲げる有価証券に係る同号口に掲げる行為を行わない場合は、同号に掲げる有価証券に係る有価証券の売買その他の取引等をという。以下同じ。)に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等(法第六十五条間がる有価証券に係る有価証券の売買その他の取引等(法第六十五条目の証券に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為を除く。)

顧客に対して有価証 (新設)

四の三

法第六十五条第二項の取引につき、

ながら、

項の規定に違反すること又は違反するおそれのあることを知り

当該有価証券の売買その他の取引等の受託等をする行

項若しくは第三項又は法第百六十七条第一項若しくは第三一 顧客の有価証券の売買その他の取引等が法第百六十六条

(新設)

四の二

て勧誘する行為
第九号に規定する法人関係情報をいう。以下同じ。)を提供し
法人関係情報(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第四条が行使された場合に成立する売買に係る有価証券の発行者)の券の発行者(有価証券オプション取引にあっては、オプション

者に勧誘させる行為を含む。以下この項において同じ。) 「有価証券の売買に係るオプションの買付け (オプションにあっては取得又は付与) 又はその委託等を一定期間継続して一斉かては取得又は付与) 又はその委託等を一定期間継続して一斉から現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的

る行為 。)又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘すプションにあっては、取得又は付与。第七号の二において同じプションの付与を目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、「東ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売買に係るオ

証券の公正な価格形成を損なうおそれがあるものを一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、当該有価を一定期間継続して一斉かつ過度に勧誘する行為で、当該有価セ 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証

七

五

る行為(第二号に掲げる行為によってするものを除く。) 信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をす

六

に係るものに限る。以下この号において同じ。)に関する情この号において同じ。)による運用の指図(有価証券の売買加入者等(確定拠出年金法に規定する加入者等をいう。以下加入者等(確定拠出年金法に規定する加入者等をいう。以下登録金融機関が確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八登録金融機関が確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八

七の二 勧誘する行為で、当該オプションの公正な対価の額の形成を損 くは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉かつ過度に なうおそれがあるもの 価証券又は当該有価証券の売買に係るオプションの買付け若し 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有

(略)

九 証券の売買その他の取引等 ( 有価証券等清算取次ぎを除く。 あらかじめ顧客の同意を得ずに、 をする行為 当該顧客の計算により有価 次

条において同じ。

+る者が発行 (自己株式の売出しを含む。第二十七条の二第二号 規定する子法人等をいう。 する親法人等をいう。 委託証券会社が、その親法人等 (法第三十二条第五項に規定 )又は子法人等(法第三十二条第六項に )に対して借入金に係る債務を有す

> 第四号に掲げる有価証券の売買を勧誘する行為 拠出年金運営管理業に係る加入者等による運用の指図に基づ の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為及び当該確定 項第六号に掲げる取引若しくは同項第七号に掲げる取引 (以 以外の顧客に対して法第六十五条第1 いて行った有価証券の売買を結了させるため、 下この号において「 号から第四号までに掲げる有価証券の売買その他の取引、 報を利用して、 を行い、 又は当該加入者等以外の顧客に対して有価証券 自己の計算において法第六十五条第二項第一 有価証券の売買その他の取引等」という |項第||号 当該加入者等 第三号又は

(新設)

八 (略)

(新設)

(新設)

号の事情を顧客に告げた場合を除く。) る内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券を売却す 当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該登録金融 機関が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価 機関が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価 機関が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価 をつた日から六月を経過するまでの間に当該有価証券を売却する るものに係るものに限る。)を行うこと(第二十七条の二第二 るものに係るものに限る。)を行うこと(第二十七条の二第二 をの事情を顧客に告げた場合を除く。)

(事故)

失を及ぼしたもの(以下「事故」という。)とする。 人その他の取引等につき、登録金融機関の代表者、代理人、使用 関その他の取引等につき、登録金融機関の代表者、代理人、使用 融機関の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損 融機関の代表者、代理人、使用 別において準用する法第四十二

(事故)

第二十二条 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十第二十二条 法第六十五条の二第一項第一号に規定する第六十五条第二項の取引(法第六十五条の二第一項第一号に規定する第六十五条第二項の取引をいう。) (代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。) (代理人、使用人その他の従業者(以下「代表者等」という。) とにより顧客に損失を及ぼしたもの(以下「事故」という。) といる。

| 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により法第六十五条

(削る)

り有価証券の売買その他の取引等を行うこと。 - 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算によ

うな勧誘をすること。 次のイから八までに掲げるものについて顧客を誤認させるよ

る有価証券及び同項第五号に掲げる取引をいう。) の性格イ 有価証券等 (法第六十五条第二項第一号から第四号に掲げ

口 (略)

第二項の取引を行うこと。

- 性格
  | 「条の二第一項第一号に規程する有価証券等をいう。」の令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十の第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十分である。

口 (略)

#### 三 了 五 (略)

(事故の確認が不要の場合)

第二十三条 条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に 掲げるものとする。 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二

\_ { 四 (略)

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の の利益が十万円相当額を上回らない場合(前条各号に規定する 額を控除して計算するものとする。 条第三号又は第四号に規定する行為にあつては、次号に掲げる 行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。 ただし、同 について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上 損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失 証券会社の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に

とが明らかである場合に限る。) 行為により顧客に損失を及ぼした場合(第四十六条第一項に規 定する法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であるこ 登録金融機関の代表者等が前条第三号又は第四号に規定する

> ップ取引に係る有価証券の価格の騰貴若しくは下落 証券店頭指数の数値の上昇若しくは低下若しくは当該スワ

四 ~ 六 (略

第二十三条 二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は (事故の確認が不要の場合) 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十

— 〈 四 (略) 次に掲げるものとする。

五

財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合(前条各号に 財産上の利益の額を控除して計算するものとする。 次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、 規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。 損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた 証券会社の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客

六 あることが明らかである場合に限る。) に規定する法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故で る行為により顧客に損失を及ぼした場合 (第四十六条第一項 登録金融機関の代表者等が前条第四号又は第五号に規定す

2

2

(略)

(略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

| に関する次に掲げるものとする。| 条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、| 登録金融機関業務||第二十七条|| 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三

- 等清算取次ぎを除く。次号において同じ。) をしている状況該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引等 (有価証券) あらかじめ顧客の注文内容について確認しないで、頻繁に当
- 有価証券の売買その他の取引等の受託をしている状況知りながら、あらかじめ当該投資者の意思を確認することなく行為(法第二条第八項各号に掲げる行為をいう。)を行う者を取引等について委任を受けている者(法令に準拠して証券取引工 不特定かつ多数の投資者を勧誘して有価証券の売買その他の
- 分でないと認められる状況する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十証券の売買その他の取引若しくは有価証券オプション取引に関証券の売買をの他の取引若しくは有価証券オプション取引に関

表されていない情報その他の特別な情報であって証券仲介業務である顧客の非公開融資等情報(融資業務に従事する役員若に係る業務を統括する役員若しくは使用人が、有価証券の発行に係る業務をいう。以下同じ。)を併せて実施する組織に限る証券仲介業務を実施する組織(融資業務(事業のための融資

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

のとする。 三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるも第二十七条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十

- 取次ぎを除く。次号において同じ。) をしている状況計算において法第六十五条第二項の売買等 (有価証券等清算あらかじめ顧客の意思を確認することなく、頻繁に顧客の
- (新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「新設) 「大会に、、)から当該投資者の計算において行う取引であるる。 「大会に、)から当該投資者の計算において行う取引である。) 「大会に準拠して証券取 「大会に準拠して証券取 「大会に準拠して証券取 「大会に準拠して証券取 「大会に準拠して証券取 「大会に準拠して証券取

(新設)

面による同意を得ている場合を除く。 情報(法人関係情報を除く。 使用人に提供している状況を含む。 当該非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する役員若しくは の勧誘を行っている状況(当該統括する役員若しくは使用人が おいて同じ。 客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報で 顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、 に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る しくは使用人から受領して、 及ぼすと認められるものをいう。 あって当該有価証券の発行者にかかる融資業務に重要な影響を 介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧 )を自ら取得若しくは融資業務に従事する役員若 当該有価証券に係る証券仲介業務 )の提供につき、 以下この号及び次条第四号に ただし、 事前に顧客の書 非公開融資等 又は証券仲

五 (略)

いと認められる状況し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していない、登録金融機関が、顧客の有価証券の売買その他の取引等に関

七 (略)

該債券の取得又は買付けの申込みの期間中に生じた投資判断にの性質を有するものをいう。)を取得させようとする際に、当項第四号に掲げる有価証券又は同項第九号に掲げる有価証券で、法第二条第十一項第三号に掲げる行為により債券(同条第一

三 (略)

いないと認められる状況関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知して四 登録金融機関が、顧客の有価証券の売買等その他の取引に

五 (略)

(新設)

影響を及ぼす重要な事象について、 個人である顧客に対して説

# 明を行っていない状況

九| |---| |--|

(略)

十二 委託を行った証券仲介業者の事故 (証券仲介業者に関する 措置を講じていないと認められる状況 定する事故をいう。) につき損失の補てんを行うための適切な て準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条に規 内閣府令(平成十六年内閣府令第一号)第十四条第一項におい

#### 十三 (略)

を勧誘している状況 録金融機関が委託を行った証券仲介業者から取得した顧客情報 金融機関が委託を行う証券仲介業者に提供している状況又は登 び次号において同じ。)(次のイ及び口に掲げるものを除く。 表されていない情報その他の特別な情報をいう。以下この号及 したものに限る。) を利用して有価証券の売買その他の取引等 ( 当該証券仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供 を、事前に顧客の書面による同意を得ることなく、当該登録 登録金融機関が取得した顧客情報(顧客の財産に関する公

1 (法第二条第十一項各号に掲げる行為をいう。) に係る情報 登録金融機関が委託を行った証券仲介業者の証券仲介行為

(略)

#### 六 ~ 八 (略

九

四十年大蔵省令第六十号) 第五条に規定する事故をいう。) いて準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令 (昭和 と認められる状況 につき損失の補てんを行うための適切な措置を講じていない 内閣府令 ( 平成十六年内閣府令第一号 ) 第十四条第一項にお 委託を行った証券仲介業者の事故(証券仲介業者に関する

#### (略)

。)を勧誘している状況 限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等。 情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同じ。 介業者が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに 託を行った証券仲介業者から取得した顧客情報(当該証券仲 行う証券仲介業者に提供している状況又は登録金融機関が委 書面による同意を得ることなく、当該登録金融機関が委託を )(次のイ及び口に掲げるものを除く。)を、事前に顧客の 一条第七号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう 登録金融機関が取得した顧客情報(顧客の財産に関する (第二十

為に係る情報

登録金融機関が委託を行った証券仲介業者の証券仲介行

(略)

十六 士五 対し次に掲げる事項を明らかにしていない状況 1 その他の取引等を勧誘している状況 意を得ずに提供したものに限る。) を利用して有価証券の売買 得した顧客情報(当該委託証券会社が当該顧客の書面による同 ものを除く。 二項に規定する投資顧問業を営む場合において、 当該委託証券会社に提供する必要があると認められる情報 報酬の形態又は額を顧客に対し明示している場合を除く。) 証券仲介行為に係る報酬の額が、 の顧客に対し証券仲介行為を行う場合 (一定の期間における する取引につき顧客が支払う金額又は手数料が委託証券会社 対し提供する必要があると認められる情報 かかわらず一定となっている場合であって、 により異なる場合は、その旨 た情報であって、 顧客の取引の相手方となる委託証券会社の商号 委託証券会社が二以上ある場合において、顧客が行おうと 証券仲介行為を行おうとするときに、 委託証券会社からの委託に係る証券仲介業務により知り得 登録金融機関が証券仲介行為を行うために委託証券会社に 委託証券会社に提供している状況又は委託証券会社から取 登録金融機関が取得した顧客情報(次のイ及び口に掲げる 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第 ) を、 当該委託証券会社が法令を遵守するため、 事前に顧客の書面による同意を得ることな 当該証券仲介行為の回数に あらかじめ、 あらかじめ当該 投資顧問業 顧客に

(新設

の算定方法)かじめ報酬の額が確定しない場合においては、当該報酬の額は、当該証券仲介行為により得ることとなる報酬の額 (あら

( 登録金融機関業務以外の業務を営む場合の禁止行為)

業務に関する次に掲げる行為とする。十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、登録金融機関第二十七条の二 法第六十五条の二第五項において準用する法第四

行為によってするものを除く。) 「行為又は当該取引を勧誘する行為(第二十一条第二号に掲げる」「信用の供与の条件として、法第六十五条第二項の取引をする」

係るものに限る。次号において同じ。)を行うこと。 「自己に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券に がら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る では当該有価証券の引受を行った証券会社が引受人となった日 では当該有価証券の引受を行った証券会社が引受人となった日 から六月を経過するまでの間に当該有価証券を売却するものに 係るものに限る。次号において同じ。)を行うこと。

届出書等の開示書類に記載された事項である場合に限る。

該金融機関が貸出先である事実が当該有価証券に係る有価証券

自己が主たる貸出先である者が有価証券を発行する場合(当

(新設)

四 提供する場合を除く。 施する組織に限る。 場合並びに証券仲介業務を実施する組織(融資業務を併せて実 発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務に従事する役 しくは使用人に提供すること。 員若しくは使用人から受領し、 行為を行うこと。 証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が、 その旨を顧客に告げることなく当該有価証券に係る証券仲介 (前号の事情を顧客に告げた場合を除く。 の業務を統括する役員若しくは使用人に ただし、 又は融資業務に従事する役員若 次のイ及び口に掲げる 有価証券の

- による同意を含む。)を得て、提供する場合、事前に顧客の書面による同意(前条第十五号の顧客の書面イ 非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)の提供につき
- ると認められる場合に従事する役員若しくは使用人から情報を受領する必要があい。 登録金融機関業務に係る法令を遵守するために、融資業務

五

- | 二項に規定する投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行っ| | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第| 勧誘する行為| | 当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等を| 次に掲げるものを結了させ、又は反対売買を行わせるため、
- その他の取引等
  投資「任契約に基づいて顧客のために行った有価証券の売買た有価証券の売買その他の取引等又は同条第四項に規定する「「項に規定する投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行っ」「「報定する投資顧問業の財告等に関する決律第二条第

- ── 有価証券の売買その他の取引等(有価証券清算取次ぎを除く 回 信託契約に基づいて信託をする顧客の計算において行った
- 六十五条第二項の取引をする行為業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るため、法第一、次のイ及び口に掲げる情報のうち、登録金融機関業務以外の
- 有価証券の発行者の法人関係情報
- 向その他特別の情報をいう。) に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動融機関の役員又は使用人が職務上知り得た登録金融機関業務」 登録金融機関業務に係る顧客に関する非公開情報 (登録金I

八

係るものに限る。次号において同じ。)に関する情報を利用しまの条において同じ。)による運用の指図(有価証券の売買にお場合にあっては、当該確定拠出年金運営管理業に係る加入者が場合にあっては、当該確定拠出年金運営管理業に係る加入者の条においては、当該確定拠出年金運営管理業を営業の条において同じ。)による運用の指図(有価証券の売買におり、第八十八条第二項の規定により確定拠出年金運営管理業を営業の条件を表現している。

の取引等の委託等を勧誘する行為、又は当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買その他て、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い

(登録金融機関と密接な関係を有する者)

除く。)
「「は、一」で、登録金融機関の経営を支配しているものとして次に掲って、登録金融機関の経営を支配しているものとして次に掲って、登録金融機関の経営を支配しているものとして次に掲りました。

条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この数の合計が、当該登録金融機関の総株主の議決権(法五十四人)次に掲げる者が保有している当該登録金融機関の議決権の

(新設)

- (1) 当該法人等
- (2) 当該法人等の役員(法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主を殺員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主を殺員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主をおりて同じ。)及び主要株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している
- | 姻族に限る。以下この条において同じ。) | 3 | 2)に掲げる者の親族 (配偶者並びに二親等内の血族及び
- おける当該他の法人等及びその役員 | (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等 (
- 過半数を占めていること。
   一 イ(2)から(4)までに掲げる者並びに当該法人等の役員であって同じ。) 又はその代表権を有する取締役若しくは執る。) 及び使用人が、当該登録金融機関の取締役若しくは執る。) 及び使用人が、当該登録金融機関の取締役若しくは執
- 法人等及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者の総株主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該る当該登録金融機関の議決権の数の合計が、当該登録金融機関法人等及び次に掲げる者が保有してい

# イ 当該法人等の役員及びその親族

- ている法人等を保有している法人等又は当該法人等の取締役会等を支配しっ。当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権

2

四の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定す に掲げる者と、 の他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体 る登録金融機関が総株主の議決権の過半数を保有していることそ 等は、同号八に掲げる者とみなして、前項の規定を適用する。 る法人等又は同号ハに掲げる者が取締役会等を支配している法人 単独で総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有してい 掲げる者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。 同号口に掲げる者の取締役会等を支配している法人等は、 者とみなされる者を含む。 として内閣府令で定める要件に該当する者は、 の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は 法第六十五条の二第五項の規定において準用し、 前項第二号口に掲げる者(この項の規定により同号口に掲げる 同号八に掲げる者 (この項の規定により同号八に 以下この項において同じ。 次に掲げる要件の 令第十七条の )の総株主 同号口

3

いずれかに該当する者をいう。

該当する者を除く。 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等(特定の要件に

計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えてい 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合

ること。

当該登録金融機関

(4)|(3)|(2)|(1)| 当該登録金融機関の役員及び主要株主

(2)に掲げる者の親族

以下この号において「他の法人等」という。)の総株主の 議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合に (1)から(3)までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等 (

おける当該他の法人等及びその役員

の過半数を占めていること。 いて同じ。) 又はその代表権を有する取締役若しくは執行役 行役(理事その他これらに準ずる者を含む。 者に限る。 であった者 (役員でなくなった日から二年を経過するまでの イ(2から(4までに掲げる者並びに当該登録金融機関の役員) )及び使用人が、 当該法人等の取締役若しくは執 以下この号にお

及びこれに準ずる者として金融庁長官が指定した者 主の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等 している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株 法人等であって、 当該登録金融機関の役員及びその親族 当該登録金融機関及び次に掲げる者が保有

- 会等を支配している法人等議決権を保有している法人等又は当該登録金融機関の取締役当該登録金融機関の総株主の議決権の百分の五十を超える
- している法人等 当該登録金融機関若しくは口に掲げる者が取締役会等を支配 決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は ハ 当該登録金融機関並びにイ及び口に掲げる者が総株主の議
- 5 4 等は、 する者」とは、 掲げる者とみなされる者を含む。 る法人等又は同号八に掲げる者が取締役会等を支配している法人 単独で総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有してい に掲げる者と、 同号口に掲げる者の取締役会等を支配している法人等は、同号ロ の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している法人等又は 者とみなされる者を含む。 第一項第一号及び第三項第一号に規定する「特定の要件に該当 前項第二号口に掲げる者(この項の規定により同号口に掲げる 同号八に掲げる者とみなして、 同号八に掲げる者(この項の規定により同号八に 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。 以下この項において同じ。 以下この項において同じ。 前項の規定を適用する。 の総株主

関業務の遂行のための業務を行っていること。

外国の法人その他の団体であって、国内に営業所その他これ

会社を含む。

融機関の親法人等若しくは子法人等である証券会社(外国証券

若しくは登録金融機関の証券業又は登録金融機

専ら当該登録金融機関又は当該登録金融機関及び当該登録金

# に準ずるものを有していないこと。

6 第一項から第四項までに規定する「取締役会等を支配しているとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りとができないことが明らかであると認められるときは、この限りを対している。

が指定した者、

同号口に規定する法人等、同号八に規定する法人同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官

る他の法人等、

する主要株主 (法人等であるものに限る。

同号イ4に規定すい 同号イ(2)に規定

登録金融機関、

第一項第一号イ()に掲げる者、

(第、第三項第一号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものと)、同号イ(4)に規定する金融庁長官が指定した者、同号口に規定する法人等が指定した者、同号口に規定する法人等がにに関いて、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義によって保有する議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。以下の条において同じ。)の名義によって保有する議決権の保有の判定に対して、この条において同じ。)の名義によって保有する議決権を含むものと次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものと次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものと次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものと次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものと次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものと次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものと次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものと次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとのよりに対している。

- 売買その他の契約に基づき株式の引渡請求権を有する場合
- 議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場人の社員としての議決権を行使することができる権限又は当該の発行者である会社の株主としての議決権又は出資先である法金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式
- 要な権限を有する場合型約又は法律の規定に基づき、株式又は出資に投資するのに必対。法律第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。)その他の三、投資一任契約(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する
- 位を取得する場合に限る。) する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地四 株式の売買の一方の予約を行っている場合 (当該売買を完結
- | により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位|| 五|| 株式の売買に係るオプションの取得 ( 当該オプションの行使|

を取得するものに限る。) をしている場合

- に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。 各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)には、次その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式及び前項8 前項に掲げる者の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、
- 項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。) 信託業を営む者が信託財産として所有する株式 (その者が前
- 引により売付けの約定をした株式を除く。)
  入しない。)以内に受渡しを行うものに限り、次号に掲げる取五日(日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算三 売付けの約定をして受渡しを終えていない株式(約定日から
- 該先物取引の売買最終日の翌日以後所有するものを除く。) る有価証券先物取引を行ったことにより所有している株式 (当四 証券取引所で行われる銘柄の異なる株式の集合体を対象とす

9

び主要株主(法人等でないものに限る。)、同号イ(3)に掲げる者、同項第二号イに掲げる者、第三項第一号イ(2)に規定する役員及ものに限る。)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員第一項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主(法人等でない

同号イ4に規定する役員並びに同項第二号イに掲げる者の株式

出資に係る議決権を含まないものとする。、第八項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式又はに掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含む。)には決権(他人の名義によって所有する株式又は出資及び第七項各号又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議

- に限る。) は当該相続財産の共同相続人が遺産の分割を終えていないものは当該相続財産の共同相続人が遺産の分割を終えていないもの又は当該相続財産に属する株式又は出資(当該相続財産の相続人(共一相続財産に属する株式又は出資(当該相続財産の相続人(共
- 所有する株式若しくは出資できる権限を有する当該議決権の行使について指図を行うことがきる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことがでいる権限者しては当該議決権の行使について指図を行うことがで
- 判断に基づかず、 第一項又は第二百十一条ノ三第 たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。 同して当該会社の株式の取得 ( 一定の計画に従い、個別の投資 会社に委託して行った場合に限る。 に基づき買付けていた株式以外のものを買付けたときは、 (当該会社が商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第二百十条 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共 継続的に行われ、 項 )において当該取得した株 各役員又は従業員の ) 第 一号を除く。 )をした場合 の規定 回当 証券

場合を除く。)
該株式について第七項第二号及び第三号に掲げる権限を有する
式を信託された者が所有する当該株式(当該信託された者が当

### ( 弊害防止措置)

業務に関する次に掲げる行為とする。
・ 十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、登録金融機関第二十七条の四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四

に掲げる行為を除く。)。

「問録金融機関との間で法第六十五条第二項各号に掲げる行為を除く。)。

「関録金融機関が当該顧客との間で当該契約を締結すること(

「で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当

「で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当

「で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当

「で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当

「で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当

「は対する行為を除く。)。

にと して、当該顧客に対し当該有価証券に係る証券仲介行為を行う 有価証券の買入代金の貸付けその他信用の供与をすることを約 なった日から六月を経過する日までの間において、顧客に当該 報法人等又は子法人等である証券会社が有価証券の引受人と

----項において準用する法第四十五条の規定による禁止を免れるこ項において準用する法第四十五条の規定による禁止を免れるこ何らの名義によってするかを問わず、法第六十五条の二第五

(新設)

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

ればならない。ただし、第八条第二項に掲げる登録金融機関につた、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官等に提出しなけを、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官等に提出しなける第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九

いては、第二号は適用しない。

告書 当該月の翌月二十日 別紙様式第四号により作成した証券業務等に関する毎月の報

別紙様式第六号により作成した関係会社に関する報告書

毎

事業年度経過後四月

(届出事項)

掲げる場合 (第八条第二項に規定する登録金融機関にあっては、条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四

第一号から第十号及び第十二号)とする。

一~四 (略)

)があったことを知った場合(事故等が第二十二条第一号から関する法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において五 役職員又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

官等に提出しなければならない。
り報告書を作成し、毎月中のものを翌月二十日までに金融庁長九条第二項の規定により登録金融機関は、別紙様式第四号によ第三十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十

(届出事項)

げる場合とする。 四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十

一~四 (略)

という。)があったことを知った場合 (事故等が第二十二条業務に関する法令又は諸規則に反する行為 (以下「事故等」項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項にお五 役職員又は自己を所属証券会社等 (法第六十六条の三第一

号において同じ。) 第四号までに規定する行為であって過失による場合は除く。次

八~十 (略)

十一 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し

、又は該当しないこととなった場合

ら証券仲介業務の委託を受けることとなった場合十二 証券会社(外国証券会社を含む。次号において同じ。)か

十三 証券会社から前号の委託を受けないこととなった場合

2

(略)

件

第四十五条

法第六十五条の二第九項に規定する内閣府令で定める

( 登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の条

条件は、次の各号に掲げるものとする。

| 〜 二 (略)

定する登録金融機関にあっては、特定取引勘定に準ずる勘定)株券関連店頭デリバティブ取引のみを特定取引勘定(前号に規ティブ取引を行う登録金融機関は、次に掲げる条件に該当する前二号の規定にかかわらず、営業として株券関連店頭デリバ

昭和四十六年法律第五号)第七条第一項第一号に掲げる業務業務の認可を受けた証券会社、外国証券業者に関する法律(イ)当該取引の相手方が、法第二十九条第一項第一号に掲げる以外の勘定において経理することができること。

合は除く。次号において同じ。)第二号から第五号までに規定する行為であって過失による場

六~十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(略)

2

(登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の

条件)

る条件は、次の各号に掲げるものとする。 第四十五条 法第六十五条の二第九項に規定する内閣府令で定め

| 〜 二 (略)

律(昭和四十六年法律第五号)第七条第一項第一号に掲げて、当該取引の相手方が、法第二十九条第一項第一号に掲げる、当該取引の相手方が、法第二十九条第一項第一号に掲げる、当該取引の相手方が、法第二十九条第一項第一号に掲げる、当該取引を行う登録金融機関は、次に掲げる条件に該当る業務の認可を受けた証券会社、外国証券業者に関する法の勘定(前の制定の規定にかかわらず、営業として株券関連店頭デリニ 前二号の規定にかかわらず、営業として株券関連店頭デリ

関(口において「認可証券会社等」という。)であること。とに係る法第六十五条の二第三項の認可を受けた登録金融機に掲げる取引について同号に定める行為を営業として行うこの認可を受けた外国証券会社又は法第六十五条第二項第五号

口 (略)

四 (略)

(業務に関する帳簿の作成等)

当該各号に定める帳簿を作成し、保存しなければならない。 「国債証券等」という。)若しくは法第二条第一項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの(発行日から償還日までのに掲げる有価証券の性質を有するもの(発行日から償還日までのに掲げる有価証券の世質を有するもの(発行日から償還日までのに掲げる有価証券の世質を有するもの(発行日から償還日までのに掲げる有価証券の一項第八号に掲げる第四十六条 登録金融機関(令第一条の九第四号に規定する者であ

よる発行に伴う買付け又は売付け(証券会社に関する内閣府令業務をいう。ただし、国債証券等に係る法第二条第八項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる行為を行う。)に係る法第二者がる有価証券(以下「受益証券等」という。)に係る法第二を口販売業務(国債証券等及び法第六十五条第二項第二号に

)であること。 た登録金融機関(口において「認可証券会社等」という。して行うことに係る法第六十五条の二第三項の認可を受け項第七号に掲げる取引について同号に定める行為を営業とる業務の認可を受けた外国証券会社又は法第六十五条第二

口 (略)

四 (略)

(業務に関する帳簿の作成等)

る行為を行う業務をいう。ただし、国債証券等に係る法第二。)に係る法第二条第八項第六号及び令第十七条の三に掲げ第二項第四号に掲げる有価証券(以下「受益証券等」という一号及び第六号に掲げる行為を行う業務並びに法第六十五条券(以下「国債証券等」という。)に係る法第二条第八項第一号に掲げる有価証率口販売業務(法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証

第九及び別表第十六に定める帳第九及び別表第十六に定める帳別表第二に規定する国債の発行日前取引を含む。)及び登録金融機関の募集の取扱いにより受益証券等を購入した者が継続して所有している当該国債証券等を当該登録金融機関が調該購入者から買い取る業務に限るものとし、受益証券等に高、登録金融機関の募集の取扱いにより国債証券等を購入した者が継続して所有している当該国債証券等を当該登録金融機関がが継続して所有している当該受益証券等を当該登録金融機関の募集の取扱い又は売付けにより国債証券等を購入した書が経過が出る。)及び登録金別表第二に規定する国債の発行日前取引を含む。)及び登録金

を含む。 限るものとし、 購入した者が継続して所有している当該受益証券等を当該登 益証券の売付けの委託の取次ぎ等を行う業務に限るものとす り当該受益証券を買付けた者が継続して所有している当該受 を行う業務については、 第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。 に類する外国投資信託 (投資信託及び投資法人に関する法律 第四百八十号) 第八条第二号に掲げる証券投資信託及びこれ 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令 という。) 又は売付けの委託の取次ぎ等を行う業務に限り、 した者が継続して所有している当該受益証券等の売付けの媒 録金融機関が当該購入した者から買い取る業務及び当該購入 ついては、 券等に係る令第十七条の三第一号に掲げる行為を行う業務に 証券等を当該登録金融機関が当該購入者から買い取る業務に り国債証券等を購入した者が継続して所有している当該国債 社に関する内閣府令別表第二に規定する国債の発行日前取引 券等の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け (証券会 条第八項第一号に掲げる行為を行う業務については、 の受益証券に係る令第十七条の三第二号口に掲げる行為 取次ぎ若しくは代理 (以下この号において「 )及び登録金融機関の募集の取扱い又は売付けによ 別表第九及び別表第十六に定める帳簿 登録金融機関の募集の取扱いにより受益証券等を 登録金融機関が募集の取扱いを行った受益証 登録金融機関の委託の取次ぎ等によ 取次ぎ等」 以下同じ 国債証

十一に定める帳簿を併せて作成し、保存しなければならない。 特国国債証券」という。)に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務をいう。)に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務をいう。)に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務をいう。)に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務をいう。)を行う登録金融機関にあっては、別表第十一に定める帳簿(法第六十五条第二項第五号に定める行為を行う業務をいう。)に係る法第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務及び法第六十五条第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務及び法第六十五条第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務及び法第六十五条第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務及び法第六十五条第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務及び法第六十五条第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務及び法第六十五条第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務及び法第六十五条第二条第二条第二

ディーリング業務 (国債証券等及び受益証券等に係る法第二

に定める行為を行う業務を含む。)
十二及び別表第十六に定める帳簿(法第六十五条第二項第五号第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務をいう。) 別表第項第一号に掲げる取引及び外国国債証券に係る法第二条第八項三 先物取次業務(国債証券等、国債証券等に係る法第二条第八

簿を併せて作成し、保存しなければならない。) 、宗務を除く。) 別表第十三及び別表第十六に定める帳業務を除く。) 別表第十三及び別表第十六に定める帳簿(現る行為を行う業務(法第二条第八項第六号に掲げる行為を行うび外国国債証券を除く。) に係る同項第二号及び第三号に掲げる法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券(国債証券等及

五 前号及び法第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る

は、別表第十一に定める帳簿を併せて作成し、保存しに掲げる行為を行う業務をいう。) (現先取引(約定日から受渡日までのいう。以下同じ。) 及び着地取引(約定日から受渡日までのいう。以下同じ。) 及び着地取引(約定日から受渡日までのいう。以下同じ。) 及び着地取引(約定日から受渡日までのがう。以下同じ。) 及び着地取引(約定日から受渡日までのがつでは、別表第十一に定める帳簿でのが、別表第十一に定める帳簿では、別表第十月以上となる取引をいう。) 別表第十号に掲げる有に掲げる行為をはいるが、別表第十一に定める帳簿を併せて作成し、保存します。 はいが、別表第十一に定める帳簿を併せて作成し、保存します。以下のでは、別表第二項第一号に掲げる有に掲げる行法を対している。) というでは、別表第二項第一号に掲げる有に、ディーリング業務(法第六十五条第二項第一号に掲げる有に、ディーリング業務(法第六十五条第二項第一号に掲げる有に、

る行為を行う業務を含む。)別表第十六に定める帳簿(法第六十五条第二項第七号に定め第三号に掲げる行為を行う業務をいう。) 別表第十二及び券及び第六号に掲げる取引に係る法第二条第八項第二号及び先物取次業務 (法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証

Ξ

保存しなければならない。)

五 法第六十五条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる有

び別表第十六に定める帳簿法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務(別表第十五及)

行為を行う業務)の別表第十七に定める帳簿へ有価証券等清算取次ぎ(法第六十五条第二項第六号に掲げる

# 七 証券仲介業務 別表第十八に定める帳簿

2 別表第九から別表第十八までに掲げる帳簿(別表第十一及び別2 別表第九から別表第十八までに掲げる帳簿(別表第十一及び別表第十一及び別表第十一及び別表第十一及び別表第十一及び別表第十四に掲げる帳簿を明は、当該帳簿を十年間(注文伝票及び別表第十八に掲げる帳簿とする。)、別表第十八に掲げる帳簿のうち証券仲では場げる帳簿を作成した登録金融機関は、当該帳簿を三年間、別表第十四に掲げる帳簿では、当該帳簿を作成した登録金融機関は、当該帳簿のうち証券仲でしなければならない。

#### 3・4 (略)

いて集中して管理することができる。 事務所を統括する本店等又はその他の営業所若しくは事務所にお当該登録金融機関の営業所又は事務所について、当該営業所又は事務所について、当該営業所又は、 第一項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる帳簿は、投資

川長等一点なが川長等一下によりな長り価証券に係る法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務

六 有価証券等清算取次ぎ (法第六十五条第二項第八号に掲げ別表第十五及び別表第十六に定める帳簿

#### (新設)

る行為を行う業務)

別表第十七に定める帳簿

2

#### 3・4 (略)

別表第二 (第十七条第一項関係)

別表第二

(第十七条第一項関係

をなった場合 をなった場合 となった場合	(略)	届出事項	別表第六(第三十四条第二項関係)	取引報告書	書類の種類
     なった又は該当し   なくなった親法人   等又は子法人等の   商号又は名称	(略)	記載事項	-四条第二項関係 )	(略)	記載事項
The image is a continuation of the image is a continuation	(略)	添付書類		一~四(略) が確定しない場合は が確定しない場合は 、受渡金額の記載を 省略することができ	備考
(新設)	(略)	届出事項	別表第六(第三十	取引報告書	書類の種類
(新設) (新設)	(略) (略)	届出事項記載事項	別表第六(第三十四条第二項関係)	取引報告書(略)	書類の種類記載事項

ととなった を受けるこの を受けるこのの を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 を受ける。 をした。 をし	
マル 大年月日 マル 大年月日 マル 大年月日 国証券会社又は外 国証券会社にあっては 第二号に規定する主た 持株会社の商号 ス は名称 は名称 は名称 は名称 マル は	法人等に該当し、
規制   規則   規則   規則   保を示す   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	一登録金融機関と
新 設 )	
(新設)	
(新 設)	
	フ

(略)	受益証券等に係る	第集、売付	(略)	法第二条第八項第   ( 略)	二 募集、売付
	二 (略)			二 (略)	
	約定日時、約定価格			格	
	行の別、受注日時、			、約定日時、約定価	
	定数量、指値又は成			成行の別、受注日時	
	の別、受注数量、約	書類		約定数量、指値又は	書類
	銘柄、売り又は買い	容を記載する		いの別、受注数量、	容を記載する
	である旨、顧客名、	た際にその内		、銘柄、売り又は買	た際にその内
	ついては、委託注文	申入れを受け		文である旨、顧客名	申入れを受け
	る行為を行う業務に	購入、売却の		については、委託注	購入、売却の
	号及び第三号に掲げ	受益証券等の		げる行為を行う業務	受益証券等の
	法第二条第八項第二	債証券等及び		二号及び第三号に掲	債証券等及び
(略)	受益証券等に係る	顧客から国	(略)	法第二条第八項第	一顧客から国
記載要領等	記載事項	帳簿の種類	記載要領等	記載事項	帳簿の種類
· (2)	(第四十六条第一項第一号関係)	別表第九 (第四-	<b>(2)</b>	( 第四十六条第一項第一号関係)	別表第九 (第四-
				在地	合
				る主たる支店)の所	こととなった場
				あっては国内におけ	委託を受けない

		十七条の三第			二条第八項第
		券に係る令第			券に係る法第
		信託の受益証			信託の受益証
		する外国投資			する外国投資
		及びこれに類			及びこれに類
		証券投資信託			証券投資信託
		二号に掲げる			二号に掲げる
		行令第八条第			行令第八条第
		関する法律施			関する法律施
		び投資法人に			び投資法人に
(略)	(略)	四 投資信託及	(略)	(略)	四 投資信託及
(略)	(留)	(略)	(略)	(略)	(略)
	二 (略)			二 (略)	
	方名				
<u>T</u>	、受渡年月日、相手			手方名	
计	、数量、単価、金額			額、受渡年月日、相	
ניזר	日、委託者名、銘柄	る書類		柄、数量、単価、金	る書類
7	ついては、約定年月	した一覧性あ		月日、委託者名、銘	した一覧性あ
10	る行為を行う業務に	銘柄別に記載		については、約定年	銘柄別に記載
1)	号及び第三号に掲げ	状況を日付、		げる行為を行う業務	状況を日付、
_	法第二条第八項第二	け、買取りの		二号及び第三号に掲	け、買取りの

帳簿の種類		(略)	類のおいて、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では
記載事項	六条第一項第二号関係)	(略)	
記載要領等		(略)	
	 別		
帳簿の種類		(略)	類のおいて、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは
記載事項	ハ条第一項第二号関係)	(略)	
記載要領等		(略)	
	記載事項     記載要領等       帳簿の種類   記載事項	記載事項   記載要領等   帳簿の種類   記載事項	種類   記載事項   記載要領等   「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ート分かエンド分かの 済の別、先物オプショ 別、先物取引について じ。) については、受 以下この表において同 数等先渡取引をいう。 引及び有価証券店頭指 取引(有価証券先渡取 額又は選択権料、先渡 の別、限月及び対価の 利行使、決済又は相殺 じ。)の別、新規、権 取得するもの。以下同 り買主としての地位を ール(権利の行使によ の地位を取得するもの 行使により売主として 価格、プット (権利の 利行使期間、権利行使 券売買については、権 は限月及び新規又は決 ン取引及び選択権付債 以下同じ。) 又はコ |十二 約定されなかっ すれば足りる。 るものとする。 文伝票として保存す たものについても注

取引をいう。以下この 択権料、先渡取引 (有 別、新規、権利行使、 利の行使により買主と じ。) 又はコール (権 取得するもの。以下同 り売主としての地位を ット (権利の行使によ 間、権利行使価格、プ び選択権付債券売買に 先物オプション取引及 表において同じ。) に 価証券店頭指数等先渡 価証券先渡取引及び有 月及び対価の額又は選 もの。以下同じ。)の ついては、権利行使期 ついては、受渡年月日 決済又は相殺の別、 しての地位を取得する ついては、新規、決済 (有価証券先渡取引に 
 十一
 約定されな
 かったものにつ ものとする。 として保存する いても注文伝票

び新規又は決済の別、

二 取 引											
取引日記帳											
合は、紹常名、紹介の	りであっ	容及び対	、オプシ	いては、	頭オプショ	ては、取	等スワッ	)、有	規、決済	渡取引!	渡年月日
合は、銘柄に代えて当 管理、保存している場 引について、取引契約 引について、取引契約 引について、取引契約 が、有価証券店頭指数 顧客名、銘柄 (先渡取	旨りである場合にはその	容及び対価の額、空売より成立する取引の内	オプションの行使に	いては、権利行使期間	頭オプション取引につ渡年月日、有価証券店	ては、取引期間及び受	等スワップ取引につい	)、有価証券店頭指数	決済又は解除の別	渡取引については、新	渡年月日 ( 有価証券先
えい付引ョ、頭先てるり、切り、切り、頭の大きでは、 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	はその	空売内	行使に	使期間	引に参い	及び受	につい	頭指数	除の別	は、新	証券先
略)											
工 取引日記帳											
		場合に	価の類	する取	ョンの権利に	ョン取	、有価	引期間	プ取引	証券店	 
		場合にはその	価の額、空売	する取引の内	ョンの行使に構利行使期間	ョン取引につ		引期間及び受	プ取引につい	証券店頭指数	又は解除の別
		場合にはその旨	価の額、空売りである	する取引の内容及び	ョンの行使により成-権利行使期間、オブ	ョン取引については、		引期間及び受渡年月	プ取引については、	証券店頭指数等スワ	
高は、銘柄に代えて当 等スワップ取引、有価 証券店頭オプション取 引について、取引契約 書に契約番号を付して で理、保存している場		場合にはその旨	価の額、空売りである	する取引の内容及び対	ョンの行使により成立権利行使期間、オブシ	ョン取引については、	、有価証券店頭オプシ	引期間及び受渡年月日	プ取引については、取	証券店頭指数等スワッ	又は解除の別)、有価
		場合にはその旨	価の額、空売りである	する取引の内容及び対	ョンの行使により成立  権利行使期間、オブシ	ョン取引については、		引期間及び受渡年月日		証券店頭指数等スワッ	又は解除の別)、有価
高は、銘柄に代えて当 等スワップ取引、有価 証券店頭オプション取 引について、取引契約 書に契約番号を付して で理、保存している場		場合にはその旨	価の額、空売りである	する取引の内容及び対	ョンの行使により成立 権利行使期間、オブシ	ョン取引については、		引期間及び受渡年月日		証券店頭指数等スワッ	又は解除の別)、有価

子、受渡年月日、受渡 先渡取引については、 ては、期日 (有価証券 権料、先渡取引につい 済又は相殺の別、 プット又はコールの別 については、権利行使 及び選択権付債券売買 及び新規又は決済の別 物取引については限月 かエンド分かの別、 かの別及びスタート分 に委託現先か自己現先 てはその旨の表示並び 金額、現先取引につい 面、約定年月日、数量 こともできる。)、額 該取引契約番号を記す 及び対価の額又は選択 先物オプション取引 単価、金額、経過利 新規、権利行使、決 権利行使価格、

画 引については、期日( 別、限月及び対価の額 使価格、プット又はコ ョン取引及び選択権付 引についてはその旨の いては、新規、決済又 有価証券先渡取引につ 権利行使期間、 債券売買については、 決済の別、先物オプシ の別、先物取引につい タート分かエンド分か 自己現先かの別及びス 表示並びに委託現先か 日、受渡金額、現先取 該取引契約番号を記す 又は選択権料、先渡取 行使、決済又は相殺の ールの別、新規、権利 ては限月及び新規又は こともできる。)、額 経過利子、受渡年月 約定年月日、単価 権利行

(略)	帳簿の種類	別表第十二(	(略)													
(略)	記載事項	(第四十六条第一項第三号関係)	(略)	) 及び対価の額	保存している場合は省	約番号を付して管理、	内容 (取引契約書に契	により成立する取引の	間、オプションの行使	ついては、権利行使期	店頭オプション取引に	授受年月日、有価証券	いては、取引期間及び	数等スワップ取引につ	別)、有価証券店頭指	新規、決済又は解除の
(略)	記載要領等	(係)	(略)													
(略)	帳簿の種類	別表第十二(第四十	(略)													
(略)	記載事項	四十六条第一項第三号関係)	(略)	額できる。)及び対価の	場合は省略することが	て管理、保存している	約書に契約番号を付し	る取引の内容 (取引契	ンの行使により成立す	利行使期間、オプショ	ン取引については、権	有価証券店頭オプショ	期間及び授受年月日、	取引については、取引	券店頭指数等スワップ	は解除の別)、有価証
(略)	記載要領等	係)	(略)													

	帳簿の種類	別表第十八(第	(略)	価証券明細簿 り有
有価証券の銘柄。以下 は委託の別、顧客名、 は委託の別、顧客名、 指標(金利、通貨の種 指標(金利、通貨の種	記載事項	( 第四十六条第一項第七号関係)	(略)	事由を対している。 ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、できる。 ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のでは、の
原則として顧客か	記載要領等	係)	(略)	(略)
		(新 設)	(略)	価証券 明細簿 り有
			(略)	預り年月日、顧客名、 総額、券面額、記号、 総額、券面額、記号、 管方法、名義人、有価 管方法、名義人、有価 で方法、名義人、有価
			(略)	(略)

	び選択権付債券売買に
こと。	証券オプション取引及
についても保存する	規又は決済の別、有価
ものに係る記載部分	ついては、限月及び新
六 約定されなかった	表において同じ。)に
ک	取引をいう。以下この
るようにしておくこ	び有価証券指数等先物
について、判別でき	(有価証券先物取引及
の別及び期間利回り	ド分かの別、先物取引
託現先か自己現先か	及びスター ト分かエン
五現先取引に係る委	ついてはその旨の表示
°	は受渡日、現先取引に
プレッドを記載する	限、債券売買について
び申込みを受けたス	取引については弁済期
ッド取引である旨及	日時、約定価格、信用
については、スプレ	みを受けた日時、約定
月間スプレッド取引	別、取引の種類、申込
券取引所の定める限	数量、指値又は成行の
四 先物取引に係る証	みを受けた数量、約定
<b>る</b> 。	り又は買いの別、申込
保存することを要す	において同じ。)、売
三日付順に記載して	)を含む。以下この表
成すること。	この表において同じ。

は、入出金年月日、整備されている場合		
入出金に係る記録が		
業務として、金銭の		
において預金取扱い		
三預金取扱金融機関	名義人	
ができる。	、残高、記号、番号、	
記載を省略すること	出庫先の氏名又は名称	
号、番号、名義人の	柄、数量、入出金・入	
高がない場合は、記	出庫年月日、金額、銘	
券について、当日残	顧客名、入出金及び入	
入庫された有価証	び有価証券について、	
作成する。	仲介業務に係る金銭及	り明細簿
顧客別に区分して	顧客より受入れた証券	二証券仲介預
	ある場合にはその旨	
	は選択権料、空売りで	
	、限月及び対価の額又	
	、買戻し又は相殺の別	
	新規、権利行使、転売	
	ット又はコールの別、	
	間、権利行使価格、プ	
	ついては、権利行使期	

報告書	
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
一 顧客別に区分して   作成すること。   に交付すること。た   に交付すること。た   において、記載すべ   において、記載すべ	会額、入出金先の氏名又は名称、残高の 記載を省略することができる。 四 有価証券の入出庫に係る記録が他の業 の代名又は名称、残高の ができる。 に係る記録が他の業 の代名又は名称 、名義人の記載を省 、名義人の記載を省 、名義人の記載を省

 り整備されている場				
務に係る帳簿等によ				
に係る記録が他の業				
五有価証券の入出庫				
ができる。				
記載を省略すること				
名又は名称、残高の				
金額、入出金先の氏				
は、入出金年月日、				
整備されている場合				
入出金に係る記録が				
業務として、金銭の				
において預金取扱い				
四預金取扱金融機関				
ができる。				
記載を省略すること				
号、番号、名義人の				
高がない場合は、記				
券について、当日残				
三 入庫された有価証				
<b>ි</b>				
省略することができ			名義人	
 場合は作成・交付を	5、番号、	記号、	、 残 高、	

七 六 9| 付について準用する いては、 業務に係る残高報告 業務に係る残高報告 係る残高報告書の交 ら第六項までの規定 略することができる 庫先の氏名又は名称 合は、 表示することにより 書控えを兼ねる旨を り明細簿に証券仲介 書の写しの保存につ に規定する証券仲介 、これに代えること 銘柄、数量、入出 第四十六条第二項 第十七条第三項か 名義人の記載を省 残高、記号、番号 証券仲介業務に 入出庫年月日 証券仲介預

	限る。	成されている場合に	に機械処理により作	る残高報告書と同時	が証券仲介業務に係	証券仲介預り明細簿	ができる。ただし、

| 証券会社の行為規制等に関する内閣府令 (昭和四十年大蔵省令第六十号)

改正案	現
(禁止行為)	(禁止行為)
第四条 (略)	第四条 (略)
五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して	五 証券会社の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して
、顧客の有価証券の売買その他の取引等(法第四十二条の二第一	、顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他職務上知り得
項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。 以下	た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的とし
同じ。) に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基	て有価証券の売買等をする行為
づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買	
その他の取引等をする行為	
六・七 (略)	六・七 (略)
八の顧客の有価証券の売買その他の取引等が法第百六十六条第一項	八の顧客の有価証券の売買等が法第百六十六条第一項若しくは第三
若しくは第三項又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の規定	項又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反するこ
に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当	と又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買等の相
該有価証券の売買その他の取引等の受託等をする行為	手方となること又は当該売買等の受託等をする行為
九·十 (略)	九·十 (略)
十一 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的	十一 専ら現に保有している特定の銘柄の有価証券の売付けを目的
として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有	として、不特定かつ多数の顧客に対し、当該有価証券又は当該有
価証券の売買に係るオプションの買付け ( オプションにあつては	価証券の売買に係るオプションの買付け(オプションにあつては
、取得又は付与)又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ	、取得又は付与)又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ

第五条 士五 いう。)とする 失を及ぼしたもの (以下この条から第八条までにおいて「事故」と 証券会社の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損 十六 十四の二 十一个十四 人、使用人その他の従業者 (以下「代表者等」という。) が、当該 (事故) 同じ。) 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社の代表者、 仲介業者に勧誘させる行為 において同じ。 証券の売買その他の取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。 れがあるものを証券仲介業務の委託を行う登録金融機関又は証券 て一斉かつ過度に勧誘する行為で、 価証券の買付け若しくは売付け又はその委託等を 又は証券仲介業者に勧誘させる行為を含む。 十一項各号に掲げる行為をいう。 過度に勧誘する行為 ( 証券仲介業務 ( 証券仲介行為 ( 法第二条第 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは を行う業務をいう。 あらかじめ顧客の同意を得ずに、 (略) 不特定かつ多数の顧客に対し、 (略) )をする行為 以下同じ。 以下第十二条第七号を除き同じ 公正な価格形成を損なうおそ の委託を行う登録金融機関 当該顧客の計算により有価 特定かつ少数の銘柄の有 以下この項において 一定期間継続し 代理 第五条 (新設) いて同じ。 士五 従業者(以下「代表者等」という。)が、当該証券会社の業務に関 十一个十四 し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの ( に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。 以下この条にお (新設) (事故) 有価証券の売買その他の取引等(法第四十二条の二第一 過度に勧誘する行為 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは 略) )につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の 略) 項第一号

(削る)

有価証券の売買その他の取引等を行うこと 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により

<u>-</u>| 五 (略)

(事故の確認が不要の場合)

第六条 法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定め

る場合は、次に掲げるものとする。

一 分 五 (略)

六 証券会社の代表者等が前条第三号又は第四号に規定する行為に 法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明ら 成十年総理府・大蔵省令第三十二号)第六十条第一項に規定する より顧客に損失を及ぼした場合(証券会社に関する内閣府令(平

2 (略)

かである場合に限る。

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次

に掲げるものとする。

あらかじめ顧客の注文内容について確認しないで、 頻繁に当該

以下この条から第八条までにおいて「事故」という。)とする。

顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買そ

の他の取引等を行うこと。

有価証券の売買その他の取引等(有価証券等清算取次ぎを除く。 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により

)を行うこと。

三~六 (略)

(事故の確認が不要の場合)

第六条 法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定め る場合は、次に掲げるものとする。

\_ 5 五 (略)

六 証券会社の代表者等が前条第四号又は第五号に規定する行為に かである場合に限る。) 法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明ら 成十年総理府・大蔵省令第三十二号)第六十条第一項に規定する より顧客に損失を及ぼした場合(証券会社に関する内閣府令(平

2

(略)

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、 に掲げるものとする。 次

あらかじめ顧客の意思を確認することなく、 頻繁に顧客の計算

算取次ぎを除く。)をしている状況をの計算により有価証券の売買その他の取引等(有価証券等清額客の計算により有価証券の売買その他の取引等(有価証券等清額をごり

託等をしている状況
 一 不特定かつ多数の投資者を勧誘して有価証券の売買等の受好等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。) を行う者を除く。) から、当該人項各号に掲げる行為をいう。) を行う者を除く。) から、当該人項各号に掲げる行為をいう。) を行う者を除く。) から、当該がの当該の計算において行う取引であることを知りながら、あらかが、場合では、

三一十四 (略)

買その他の取引等を勧誘している状況 でいない情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同 でいない情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同 でいない情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同 でいない情報その他の特別な情報をいう。以下この号において同 でいない情報をの他の特別な情報をいう。以下この号において同 でいない情報をの他の特別な情報をいう。以下この号において同 でいない情報を加速を でいない情報をの他の取引等を勧誘している状況 でに掲げるものを除く。)を、事前に顧 のでは、当該証券会社が委託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要託を行う のでは、当該証券会社が要に関する公表され は、当該証券会社が取得した顧客情報(顧客の財産に関する公表され

券仲介行為に係る情報 イ 証券会社が委託を行つた証券仲介業者又は登録金融機関の証

提供する必要があると認められる情報ロー当該証券仲介業者又は登録金融機関が法令を遵守するために

において同じ。) をしている状況において有価証券の売買等 (有価証券等清算取次ぎを除く。次号

三~十四 (略)

十五 証券会社が取得した顧客情報(顧客の財産に関する情報その中五 証券会社が取得した顧客情報(解客の財産に関する情報をのでで記券仲介業者が当該顧客の書面による同意を得ている状況又は証券会社が委託を行つた証券仲介業者に提供した顧客情報(当該証券会社が委託を行う証券仲介業者に提供した顧客情報(顧客の財産に関する情報その取引等を勧誘している状況

提供する必要があると認められる情報口、当該証券仲介業者が証券仲介業に係る法令を遵守するために

より登録金融機関若しくは証券仲介業者に提供することとされ八(第十二条第一項第一号の規定を遵守するため、同号の規定に

る情報

(弊害防止措置)

次に掲げる行為とする。第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、

会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。) 情務を有する者が発行する有価証券(法六十五条第二項第一号に 場げる有価証券をいい、法第二条第一項第九号に掲げる有価証券を除る。)の引受人となる場合において、当該有価証券に係る手取金はその事情を顧客に告げることなく当該有価証券を売却すること又その事情を証券仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは証券仲介業者に当該有価証券に係る証券仲介行為(法第二条第十一項第一等に掲げる行為にあっては当該有価証券の引受を行った証券会社が引受人となった日から六月を経過するまでの間に当該有価証券に係る手取金が引受人となった日から六月を経過するまでの間に当該有価証券に係る手取金が引受人となった日から六月を経過するまでの間に当該有価証券に係る手取金が引受人となった日から六月を経過するまでの間に当該有価証券を除る。)を行わせること(当該証券を売却するものに係るものに限る。)を行わせること(当該証券を売却するものに係るものに限る。)を行わせること(当該証券を売却するものに係る手取金が引受人となった日から六月を経過するまでの間に当該有価証券を除く。)を行わせること(当該証券をによる)を行わせること(当該証券を除く。)を行わせることで当該有価証券を除く。)を行わせることで当該有価証券を除く。)を行わせることで当該主義による。

(新設)

( 弊害防止措置)

次に掲げる行為とする。第十二条 法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は

平成十三年法律第九十三号) 第六十二条の二第 庫法 (昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノニに規定する短期 百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。 目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第 効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定 十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその る特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律 五号)第二条第八項に規定する特定短期社債 掲げる有価証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百 期農林債券に係るものに限る。 十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法 商工債券、 第二項第一号に規定する国債証券等をいう。 債務を有する者が発行する有価証券(国債証券等(法第六十五条 )、法第二条第一項第三号に掲げる有価証券 ( 商工組合中央金 証券会社が、その親法人等又は子法人等に対して借入金に係る 信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号) 第五 法第二条第一項第三号の二に 第六号において同じ (特定目的会社によ 一項に規定する短 ) に係る

#### 

#### 7~八 (略)

関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影する非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に行者又は顧客(以下この条において「発行者等」という。)に関七 証券会社又はその取締役、執行役、監査役若しくは使用人が発

該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。)。
等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、る有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる有価証券及び令第一条の三の権団第二条第二項の規定により有価証券とみなされる令第一条の三の権のが決策により有価証券を売却すること(当該証券会社が当ま行る。)の引受人となる場合において、当該有価証券とみなされる令第一条の三の権の場合において、当該有価証券を売却すること(当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。)の引受人となる場合において、当該有価証券を売却すること(当該証券会社が当該有価証券を買い戻すことを約している場合を除く。)。

# <u>-</u>| 5五 (略)

)。 法人等に当該有価証券を売却すること(次に掲げる場合を除く。 日から六月を経過する日までの間において、その親法人等又は子六 証券会社が有価証券(国債証券等を除く。)の引受人となつた

# イ~ハ (略)

関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影する非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に行者又は顧客(以下この条において「発行者等」という。)に関七 証券会社又はその取締役、執行役、監査役若しくは使用人が発

の額を提供する場合を除く。) 又は親法人等若しくは子法人等か する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当 領する場合及び第十条第十五号イから八までに掲げる情報を提供 号に規定する証券仲介業務をいう。) に係る委託を行う場合であ 第十五条第九号イから八までに掲げる情報を受領する場合及び第 使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面 は子法人等又はそれらの取締役、執行役若しくは監査役若しくは **監事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。** ら取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等若しくは子法 該証券会社がその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等 つて、同府令第二十七条第十五号イ若しくは口に掲げる情報を受 る内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十五号) 等若しくは子銀行等に証券仲介業務(金融機関の証券業務に関す 十条第十五号イから八までに掲げる情報を提供する場合、 による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業 しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法 る注文の動向その他の特別の情報をいう。) を、その親法人等若 に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令 人等若しくは子法人等の取締役、執行役若しくは監査役 ( 理事) 人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。 人等に提供すること ( 当該証券会社若しくはその親法人等若しく 若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係 第六条第三 親銀行

響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法

証券の売買その他の取引等を勧誘すること。 第十五条第九号イから八までに掲げる情報を受領する場合及び第 監事その他これらに準ずる者を含む。 以下この号において同じ。 書面による同意を得ずに提供したものに限る。 関する非公開情報 ( 当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の 合を除く。) 又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に 親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場 のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社がその 十条第十五号イ若しくは口に掲げる情報を提供する場合並びに次 に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令 による同意がある場合、親法人等若しくは子法人等に証券仲介業 使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面 は子法人等又はそれらの取締役、執行役若しくは監査役若しくは 人等に提供すること ( 当該証券会社若しくはその親法人等若しく しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法 る注文の動向その他の特別の情報をいう。) を、その親法人等若 響を及ぼすと認められるもの又は当該証券会社若しくはその親法 人等若しくは子法人等の取締役、執行役若しくは監査役 ( 理事) 若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係 )を利用して有価

を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

四年法律第百八十三号) 第六条第一項の規定において準用する 場合を含む。)に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与 条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十 項、労働金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号) 第九十四 用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一 期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条、信 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)第十三条第二項 (長

等限度額

定めるところにより計算した額 規定する資産運用の額及び同項に規定する合算して内閣府令で 保険業法 (平成七年法律第百五号) 第九十七条の二第三項に

八 二項に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額 農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号)第五十八条第

二 ~ 亦 (略)

当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行 掲げる情報の伝達のために共有する場合を除く。)。 等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く 十七条第十二号イ若しくはロ又は第十条第十五号イから八までに 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織( を共有すること (金融機関の証券業務に関する内閣府令第二

2 6 (略) (略)

> 1 期信用銀行法 (昭和二十七年法律第百八十七号)第十七条、信 等の額及び合算信用供与等限度額 の規定において準用する場合を含む。) に規定する信用の供与 用金庫法第八十九条第一項、労働金庫法 (昭和二十八年法律第 に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項 二百二十七号)第九十四条第一項及び協同組合による金融事業 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号)第十三条第二項 (長

同項に規定する合算して内閣府令で定めるところにより計算し 保険業法第九十七条の二第三項に規定する資産運用の額及び

た額

八 額及び合算信用供与等限度額 農林中央金庫法第五十八条第二項に規定する信用の供与等の

二 ~ ホ (略)

八 当該電子情報処理組織が当該証券会社とその親銀行等又は子銀行 等との間で情報の伝達が行えないよう措置されているものを除く )を共有すること。 証券会社が、その親銀行等又は子銀行等と電子情報処理組織 (

(略) (略)

2 6

- 62 -

三 証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第十二号)

	第一条 証券取引法施行令(以下「令」という。)第十七条の二第一件のいずれにも該当するものとする。
	証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に改善、政・正・案

あると認められるときは、この限りでない。の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかで

(子法人等となる者)

第十九条 (略)

2

(略)

までいっている。 等の役員及び使用人並びにこれらであった者(役員又は使用人でない。 では、一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針とをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみとをいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみの決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであった者(役員又は使用人でなる)が他の法人等のの決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(主要株主の届出の手続等)

第二十条の二 (略)

う。)に記載された総株主の議決権の数(有価証券報告書等が提出書又は半期報告書(以下この項において「有価証券報告書等」とい保有することとなった日の総株主の議決権の数とする。ただし、当決権(法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。)を法第三十三条の二第一項に掲げる総株主の議決権の数は、対象議

と認められるときは、この限りでない。

(子法人等となる者)

第十九条 (略)

(略)

と認められるときは、この限りでない。とは、一の法人等の役員若しくは使用人又はこれらであった者が他の法人等の取務及び営業又は事業の方針の決いう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当役会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることを等の役員若しくは使用人又はこれらであった者が他の法人等の取締前二項に規定する「取締役会等を支配している」とは、一の法人

(主要株主の届出の手続等)

第二十条の二 (略)

「有価証券報告書等」という。)に記載された総株主の議決権の数は、直前期の有価証券報告書又は半期報告書(以下この項においてこの条において同じ。)を保有することとなった日の総株主の議決を権(法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいう。以下2 法第三十三条の二第一項に掲げる総株主の議決権の数は、対象議

計算された総株主の議決権の数)とすることができる。されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により

に掲げる書類とする。
3 法第三十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次

一 (略)

二 法人である場合は、会社登記簿抄本又はこれに代わる書面

ことができる。他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数)とする(有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その

に掲げる書類とする。 法第三十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次

3

(略)

| 法人(第五項の委託を行った法人を除く。)|である場合は、会

社登記簿抄本又はこれに代わる書面

する者が、 の規定により対象議決権保有届出書を提出する場合には、 長をいい、非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。 場合は、その住所又は居所)を管轄する財務局長又は福岡財務支局 律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。 長等 ( 当該者が居住者 ( 外国為替及び外国貿易法 ( 昭和二十四年法 の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、 権保有届出書をいう。以下この条において同じ。) に、 成した対象議決権保有届出書 (法第三十三条の二第一項の対象議決 この項において同じ。 十二条において同じ。 である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地 (個人である 当該者及び当該者に委託を行った者の管轄財務局長等に、 証券会社の主要株主となった者は、別紙様式第一号の二により作 通及び法第三十三条の二第二項の添付書類 同項の規定により作成した対象議決権保有届出書に、 )である場合には関東財務局長をいう。 に提出しなければならない。 部を添付して ただし、 当該届出書 管轄財務局 当該提出 それぞ 第五 以下

(削る)

(削る)

れ提出するものとする。

5 せて記載し、 出書を提出する場合には、 託を受けて、 る共同保有者をいう。) を有しないものに限る。 を有しないものであって、 の被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は被支配会社 する者が、当該主要株主の被支配会社であってみなし主要株主 ( そ 配会社とみなされるものを含む。以下この条において同じ。 第三号に規定する被支配会社をいい、 を受けた主要株主及び当該委託を行った被支配会社に係る事項を併 証券会社の主要株主であって被支配会社 ( 令第十五条の二第一項 提出することができる。 当該委託を行った被支配会社に係る対象議決権保有届 共同保有者 (同条第一項第一号に規定す 一の対象議決権保有届出書に、 同条第四項の規定により被支 ) であるものの委 当該委託 )を有

- 保有しない者をいう。
  (保有しない者をいう。)の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のものを社の対象議決権のうち、法第二十八条の四第四項(第一号を除く。前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であって、証券会
- したものとみなす。 同項の委託を行った被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出7 第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、
- 五項の規定により提出を行う者が作成するものとする。 第一項第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面は、第配会社に係る法第三十三条の二第二項に規定する法第二十八条の四8 第五項の規定により提出を行う場合には、同項の委託を行う被支

(削る)

(削る)

規定を準用する場合について準用する。 - 前四項の規定は、法第三十三条の五において法第三十三条の二の

## ( その他業務)

| 業務は、次に掲げる業務とする。| 第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める

# | \_ \_ \_ (略)

しくは代理に係る業務でに該当する組合契約を除く。)の締結又はその媒介、取次ぎ若る組合契約(令第一条の三の二第二項第一号に掲げる要件のすべ五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条に規定す

#### (届出事項)

六~十六

(略)

場合は、次に掲げる場合とする。第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める

# | 〜七 (略)

号から第四号までに規定する行為で過失による場合は除く。次号合(事故等が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条第一反する行為(以下「事故等」という。)があったことを知った場四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ四号に規定する所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第八

| 規定を準用する場合について準用する。| 9| 前各項の規定は、法第三十三条の五において法第三十三条の二の

# ( その他業務)

業務は、次に掲げる業務とする。第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する内閣府令で定める

# | \_ \_ \_ (略)

六~十六 (略) 契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務 年法律第九十号)第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合 「年法律第九十号」第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に関する法律 (平成十五 民法 (明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条に規定す

#### (届出事項)

場合は、次に掲げる場合とする。第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める

# 一个七 (略)

号から第五号までに規定する行為で過失による場合は除く。次号合(事故等が証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条第二反する行為(以下「事故等」という。)があったことを知った場の)とする証券仲介業者若しくはその役職員に法令又は諸規則に四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ四号に規定する所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第八 役職員又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第

)種類   記載事項   記載要領等		2 (略) 第六十二条 (略) 第六十二条 (略) 第六十二条 (略) 3 証券業の登録を受力 録申請書を財務局長型 おいて、当該登録を受力 おいて、当該登録を受力
法定帳簿の種類(記載事項)(記載要領等別表第八(第六十条第二項関係)	の種類 記載事項 ( 8)	、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該登録 2 (略) (略) (略) 2 (略) (部) (本)とする者が法第二十八条の二第一項の登 (新設) (本)、小樽出張所又は祖岡財務支局長に提出しようとする場合に (を)
	(略) (略) (略)	別表第八(第六十条第二項関係)・5 (略)・5 (略)のおいる者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事を受けようとする者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事を受けようとする。

(略)	証券明細簿
(略)	名又は名称、銘柄、株のの総額、労面の総額、券面額、記号、番号、名義人、引出月日、引出事由、保管方法
(略)	
(略)	証券明細簿
(略)	名又は名称、銘柄、株 の総額、券面額、記 号、番号、名義人、有 価証券預り証の発行番 号、引出月日、引出事
(略)	

五 証券仲介業者に関する内閣府令 (平成十六年内閣府令第一号)

券の売買その他の取引等に関する情報又は同条第四項に規定する項に規定する投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証十二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二	六~十一 (略)	該有価証券の売買その他の取引等の受託等をする行為	に違反すること又は違反するおそれのあることを知りながら、当	若しくは第三項又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の規定	五の顧客の有価証券の売買その他の取引等が法第百六十六条第一項		為は、次に掲げるものとする。	第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行	(禁止行為)	なす。	第一条 (略)	(登録の申請)	改正案
(新設)	六~十一 (略)	介をする行為	と又は違反するおそれのあることを知りながら、当該売買等の媒	項又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反するこ	五の顧客の有価証券の売買等が法第百六十六条第一項若しくは第三	~四 (略)	為は、次に掲げるものとする。	第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行	(禁止行為)	(新設)	第一条 (略)	(登録の申請)	現

の取引等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他

## 十三~十五 (略)

券の売買その他の取引等を行う行為

買その他の取引等を勧誘する行為 第十五条第九号イから八までに掲げる情報を提供する場合を除く 四十年大蔵省令第六十号。次条において「行為規制等府令」とい ある場合並びに親法人等若しくは子法人等が所属証券会社等であ よる非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意が 若しくは子法人等に提供する行為 (当該証券仲介業者若しくはそ 法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等 公開情報 ( 当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法 る同意を得ずに提供したものに限る。) を利用して有価証券の売 公開情報 ( 当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面によ る場合であって、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和 の親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人に 買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。) を、その親 人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売 ) 又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非 )第十条第十五号イから八に掲げる情報を受領する場合及び 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が顧客に関する非

# 証券の売買その他の取引等の媒介をする行為十七のあらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算による有価

## 十一~十四 (略)

士五 四十年大蔵省令第六十号。次条において「行為規制等府令」とい 若しくは子法人等に提供する行為 (当該証券仲介業者若しくはそ の売買その他の取引等を勧誘する行為 による同意を得ずに提供したものに限る。) を利用して有価証券 る非公開情報 ( 当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面 除く。) 又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関す 及び第十五条第九号イから八までに掲げる情報を提供する場合を う。) 第十条第十五号イ若しくは口に掲げる情報を受領する場合 る場合であって、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和 ある場合並びに親法人等若しくは子法人等が所属証券会社等であ よる非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意が の親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人に 法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等 買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。) を、その親 人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売 公開情報 ( 当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が顧客に関する非

十八 券会社若しくは外国証券会社をいう。以下この号において同じ。 から六月を経過するまでの間に当該有価証券を売却するものに係 っては当該有価証券の引受を行った証券会社が引受人となった日 者が知りながら、 当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該証券仲介業 する有価証券をいい、 会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定 第六項に規定する子法人等をいう。以下この号において同じ。 に係る証券仲介行為 ( 法第二条第十一項第一号に掲げる行為にあ あって法第六十五条第二項第一号の性質を有する有価証券を除く に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券(証券 いう。以下この号において同じ。 が、 の引受人となる場合において、 委託証券会社(証券仲介業者に証券仲介業務の委託を行う証 その親法人等 ( 法第三十二条第五項に規定する親法人等を その事情を顧客に告げることなく当該有価証券 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で ) 又は子法人等 (法第三十二条 当該有価証券に係る手取金が

2~5 (略)

るものに限る。

)を行うこと

る者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。6 第二項第一号及び第四項第一号に規定する「特定の要件に該当す

一・二 (略)

客の非公開情報 (発行者である会社の運営、業務若しくは財産に業者の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務 (顧一 専ら当該証券仲介業者又は当該証券仲介業者及び当該証券仲介

2~5 (略)

る者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。6 第二項第一号及び第四項第一号に規定する「特定の要件に該当す

一・二 (略)

客の非公開情報に関連する業務を除く。)を行っていること(第業者の親法人等若しくは子法人等の業務の遂行のための業務(顧専ら当該証券仲介業者又は当該証券仲介業者及び当該証券仲介

を行っていること(第一号に該当する場合を除く。)。 親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得 響を及ぼすと認められるもの又は当該証券仲介業者若しくはその 関する公表されてい をいう。)に関連する業務を除く。 た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報 ない重要な情報であって顧客の投資判断に影 )に関連する業務を除く。

7 8 含む。以下この条において同じ。) の名義によって保有する議決権 保有の判定に当たって、その保有する議決権には、 法人等及び同号八に規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の 法人等、第四項第一号イ(2)に規定する主要株主(法人等である に規定する主要株主 (法人等であるものに限る。)、同号イ (4) 及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むもの 本文に規定する金融庁長官が指定した者、同項第二号口に規定する ものに限る。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号 庁長官の指定した者、同号口に規定する法人等、同号八に規定する に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等及び金融 証券仲介業者、第二項第一号イ (1) に掲げる者、同号イ (2) (略) 他人 (仮設人を

一 分 五 (略) とする。

9 に規定する他の法人等、 に規定する主要株主 (法人等であるものに限る。)、同号イ (4) 証券仲介業者、 第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2) 同項第二号本文に規定する法人等及び金融

号に該当する場合を除く。)。

(略)

8

場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとする。 条において同じ。)の名義によって保有する議決権及び次に掲げる たって、その保有する議決権には、他人 ( 仮設人を含む。以下この 八に規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当 に規定する法人等、同号八に規定する法人等、第四項第一号イ ( ゥ に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等、同号ロ に規定する主要株主 (法人等であるものに限る。)、同号イ (4) )に規定する他の法人等、同項第二号口に規定する法人等及び同号 - に規定する主要株主 ( 法人等であるものに限る。 ) 、同号イ ( 4 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)

了 五 (略)

9 に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等、同号ロ に規定する主要株主 ( 法人等であるものに限る。 ) 、同号イ ( 4 ) 証券仲介業者、 第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)

10 (略)

\_ / 四

(略)

### (事故等)

| \_ \_ \_ (略)

10 (略)

(事故等)

4 3 2 第十五条 第二十条 事務所、 ければならない。 財務事務所長 当該登録を受けようとする者は、当該報告書等及びその写し一通を 登録を受けようとする者の主たる営業所又は事務所の所在地が財務 の登録申請書を財務局長等に提出しようとする場合において、 二~九 に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。 る第八条」と読み替えるものとする。 は「証券仲介業者に関する内閣府令第十四条第三項において準用す て媒介する」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるの (業務の状況につき是正を加えることが必要な場合) (報告書等の提出先) 証券仲介業の登録を受けようとする者が法第六十六条の三第一項 計算による有価証券の売買その他の取引等の媒介をしている状況 (略) 略 あらかじめ顧客の注文内容を確認しないで、 (略) 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号 (略) (略) 小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときには、 小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しな 頻繁に当該顧客の 当該 (新設) 3 第二十条 第十五条 2 { 4 」とあるのは「証券仲介業者に関する内閣府令第十四条第三項にお 引等を誤って媒介する」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条 <u>-</u> -九 に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする いて準用する第八条」と読み替えるものとする。 (業務の状況につき是正を加えることが必要な場合) (報告書等の提出先) (略) (略) 証券の売買等の媒介をしている状況 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、 (略) 法第六十六条の十四において準用する法第四十三条第二号 (略) (略) 頻繁に顧客の有価

- 78 -

六 証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十六号)

田で、 田で、 田で、 田で、 田で、 田で、 田で、 田で、	証券市場における証券先物取引等 受けて行う場合 当該株式会社証券取引所が開設する取引所有価 受けて行う場合 当該株式会社証券取引所が開設する取引所有価より取引資格を与えられた者から有価証券等清算取次ぎの委託を五 株式会社証券取引所から法第百七条の三第一項第二号の規定に
四(略) 四(略) 四(略) の。) に規定する国債証券等をいう。第五号において同じ。)に係る有に規定する国債証券等をいう。第五号において同じ。)に係る有	四(略)四(略)の一(略)の一(略)の一(略)の一(略)の一(略)の一(略)の一(の)の一(の
またの以上等、国賃正券等、は第六十五条第二百第十品 で行う場合当該会員証券取引所が開設する取引所有価証券市場に 、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める取引とする。 、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める取引とする。	第十二条の二 法第百七条の二第一項第二号七号が6日
(法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める取引)現行	(法第百七条第二項に規定する内閣府令で定める取引)改正案

七(証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)

該他の会社権の百分の二十五以上の割合の議決権を保有する場合における当

場合における当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上であるの売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上である二、株券の発行者である会社に対する前事業年度における他の会社

合における当該他の会社
仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上である場所、株券の発行者である会社からの前事業年度における他の会社の

(勧誘の相手方に該当しないための要件等)

第三条の三 (略)

分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (行者である会社(以下この条において「発行会社」という。)の区(ないの名号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発)・・ 令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定(2)

に規定する完全子会社をいう。) - 内国会社 発行会社の完全子会社 (商法第三百五十二条第一項

)9 (略)

(勧誘の相手方に該当しないための要件等)

第三条の三 (略)

分に応じ、当該各号に定めるものとする。行者である会社(以下この条において「発行会社」という。)の区めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する新株予約権証券の発っ、令第一条の四第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定

3 9

(略)

- 81 -

4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、次の各号に掲者	五 法第二条第二項第四号に掲げる権利 投資事業有限責任組合契権利 当該匿名組合契約における営業者	四(令第一条の三の二第二項第二号に掲げる匿名組合契約に基づく)当該組合契約において業務の執行を委任された組合員	三(令第一条の三の二第二項第一号に掲げる組合契約に基づく権利)る法律第七条第一項に規定する無限責任組合員	基づく権利(当該契約における投資事業有限責任組合契約に関す)		うち令第一条の三の権利の性質を有するもの 当該権利に係る信			න <sub>°</sub>	は、次の各号に掲げる権利の区分に応じ、当該各号に定める者とす	に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者	3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時	2 (略)	第八条 (略)	(権利の発行)
4 法第二条第五項に規定する内閣府令で定める時は、令第一条の三	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)		(新設)	67.1	うち令第一条の三の権利の性質を有するものにあっては、当該権利	は、令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利の	に有価証券として発行されたものとみなされる内閣府令で定める者	3 法第二条第五項に規定する権利の種類ごとに内閣府令で定める時	2 (略)	第八条 (略)	(権利の発行)

	る契約の効力が生じた時
(新設)	二 法第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利 当該権利に係
	渡する時
	託の委託者が当該権利(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲
	うち令第一条の三の権利の性質を有するもの 当該権利に係る信
(新設)	令第一条の三の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利の
する。	
者が当該権利(委託者が譲り受けたものを除く。)を譲渡する時と	
の権利の性質を有するものにあっては、当該権利に係る信託の委託	
の権利及び法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち令第一条の三	げる権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

八 有価証券の空売りに関する内閣府令 (平成四年大蔵省令第五十号)

改正案	現行
(空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)	(空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)
第一条 証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号。以下「	第一条(証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「
令」という。) 第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める	令」という。) 第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める
取引は、次に掲げるものとする。	取引は、次に掲げるものとする。
四 (略)	四 (略)
五 取引所有価証券市場において特定の銘柄の有価証券につき恒常	(新設)
的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う会員等(以下「取	
引所有価証券市場のマーケットメイカー」という。)が、当該取	
引所有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の	
計算による空売りを行う取引	
六~十六 (略)	五~十五 (略)
十七(取引所有価証券市場のマーケットメイカーが、取引所有価証	(新設)
券市場において特定の銘柄の有価証券につき恒常的に売付け及び	
買付けの気配を出すために行う当該取引所有価証券市場における	
当該有価証券の自己の計算による空売りを行う取引(当該特定の	
銘柄の有価証券につき最も有利な買付けの気配を出している他の	
取引所有価証券市場のマーケットメイカー に対して空売りを行う	
場合に限る。)	

閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。第二条の第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内

一・二 (略)

に基づき自己の計算による空売りを行う取引)が、当該店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配(以下「店頭売買有価証券市場のマーケットメイカー」という。「店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券三 店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券

四~十二 (略)

ットメイカーに対して空売りを行う場合に限る。) でよりでは関付けの気配を出している他の店頭売買有価証券市場のマーケーを行う取引 (当該特定の銘柄の店頭売買有価証券につき最も有利を行う取引 (当該特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的の正頭売買有価証券につき恒常的の目頭売買有価証券において特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的

( 空売りを行う場合の直近公表価格 )

令第二十六条の四第一項に規定する内閣府令で定める価格は、空

2

閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。第二条の第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内

一・二 (略)

る空売りを行う取引 (以下「マーケットメイカー」という。)が、当該店頭売買有価につき恒常的に売付け及び買付けの気配を出す義務を負う協会員 店頭売買有価証券市場において特定の銘柄の店頭売買有価証券

四~十二 (略)

、 いる他のマーケットメイカー 的 お柄の店頭売買有価証券につき最も有利な買付けの気配を出して 売買有価証券の自己の計算による空売りを行う取引(当該特定の 配を出すために行う当該店頭売買有価証券市場における当該店頭 の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付けの気 十三 マーケットメイカーが、店頭売買有価証券市場において特定

する。| 市場のマーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格と| 開設する証券取引所が当該空売りの直近に公表した取引所有価証券| 売りに係る有価証券につき当該空売りを行う取引所有価証券市場を|

公表した店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーが出した最も マで定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りを行う 寺で定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りを行う 「店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会が当該空売りを行う をで定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りを行う 「店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会が当該空売りを行う な表した店頭売買有価証券市場のマーケットメイカーが出した最も

(新設)

(空売りを行う場合の価格制限の適用除外)

高い買付けの気配の価格とする。

第三条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は

|〜三 (略)

次に掲げるものとする。

配よりも有利な価格で成立させることを目的に、当該有価証券の引所有価証券市場のマーケットメイカーの出している買付けの気の売付けの注文を受けている場合において、当該売付けを当該取四、取引所有価証券市場のマーケットメイカーが顧客から有価証券

(空売りを行う場合の価格制限の適用除外)

、次に掲げるものとする。第三条の第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は

|〜三 (略)

(新設)

券市場のマーケットメイカーに対して空売りを行う場合に限る。券につき最も有利な買付けの気配を出している他の取引所有価証算により空売りを行う取引(当該有価証券と同一の銘柄の有価証証券を当該取引所有価証券市場のマーケットメイカーが自己の計売付けの注文の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価

五~十九 (略)

閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。第四条(令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内

一・二 (略)

四~八 (略)

「四~八 (略)

「四~八 (略)

「四~八 (略)

了十八 (略)

閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。第四条の第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内

一・二 (略)

て空売りを行う場合に限る。)

「マーケットメイカー」が顧客から店頭売買有価証券の売付けの注意を当りを行う場合において、当該売頭売買有価証券を当該マーケットメイカー」が自己の計算により空売りを行う取引(当該で、当該店頭売買有価証券と同一の銘柄の店頭売買有価証券を当該マーケットメイカーが自己の計算により空売りを行う取引(当該で、当該店頭売買有価証券を当該で、当該店頭売買有価証券を当該で、当該店頭売買有価証券と同一の銘柄の店頭売買有価証券を当びで空売りを行う場合に限る。)

四~八(略)

九 上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令(平成十三年内閣府令第七十二号)

た数量を超えないこと。 等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの方法により算出しう取引所有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付けを行四 上場等株券の買付け等の注文の数量 上場等株券の買付けを行

口 月間平均売買単位数の区分に応じ次に掲げる数量イ 一日平均売買単位数に百分の二十五を乗じた売買単位数

買単位数)のいずれか少ない数量 位数(当該売買単位数が三売買単位数を下回る場合は、三売単位数又は一日平均売買単位数に百分の五十を乗じた売買単 ・ 月間平均売買単位数が四百売買単位数以上の銘柄 十売買

| | 未満の銘柄 | 五売買単位数又は一日平均売買単位数に百分の| 2 | 月間平均売買単位数が二百売買単位数以上四百売買単位数

株券等の買付け) (店頭売買有価証券市場におけるマーケットメイク銘柄である上場)

券市場における店頭売買有価証券の買付けについて準用する。第四条 第二条の二の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証

(マーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け)

第四条 事項について、当該各号に定める要件を満たさなければならない。 の気配に基づき自己の計算において他の会員又は顧客との間で売買 売付け及び買付けの気配を継続的に発表し、当該売付け及び買付け ク銘柄 ( 協会の定める規則において当該店頭売買有価証券市場にお を行うものとして協会に届け出を行い、協会が指定する銘柄をいう けの気配を出す協会員 (以下「マーケットメイカー」という。) が いて特定の銘柄の店頭売買有価証券につき恒常的に売付け及び買付 の買付け等を行わないこと。 に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、 証券会社の数 上場等株券の買付け等の注文の時間 発行会社は、 一日に二以上の証券会社に対して、上場等株券 店頭売買有価証券市場においてマーケットメイ 次の各号に定める

· ·

三 上場等株券の買付け等の注文の価格 上場等株券の買付け等の 当該最良売り気配の価格による注文を行う時までに公表されたそ ないではないではなく、かつ当該指値がマーケットメイトが発表する売り気配の最安値として協会により公表された価格 (以下「最良売り気配の最安値として協会により公表された価格 (以下「最良売り気配の最安値として協会により公表された価格 (以下「最良売り気配の最安値として協会により公表された価格 (以下「最良売り気配の最安値として協会により公表されたそ ) を上回らない注文を行うこと、又は当該注文の価格による注文を反復継続して行うものでな 当該最良売り気配の価格による注文を行う時までに公表されたそ | 上場等株券の買付け等の

- 月間平均売買単位数の区分に応じ次に掲げる数量イー日平均売買単位数に百分の二十五を乗じた売買単位数

五十を乗じた売買単位数 ( 当該売買単位数が三売買単位数を

( 取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第七条 発行会社が次に掲げる方法により、上場等株券の買付け等を 行う場合には、第二条から第五条までの規定は適用しない。

(略)

の二 取引所有価証券市場におけるマーケットメイク銘柄に係る 上場等株券の買付け等のうち、 近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した 切り上げるものとする。) を上回らない価格の指値により行う 価格(その価格に一円未満の端数があるときは、 た当該上場等株券のシステム売買の終了すべき時刻における直 証券取引所が適当と認める方法 上場等株券の買付け等の注文がマーケットメイカーが発表し 次に掲げる要件を満たすものとし これを 一円に

> 単 位 数 月間平均売買単位数が二百売買単位数未満の銘柄

(3)

下回る場合は、

三売買単位数)

のいずれか少ない数量

三売買

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第七条 行う場合には、第二条から第五条までの規定は適用しない。 発行会社が次に掲げる方法により、上場等株券の買付け等を

(略)

(新設)

なるべき事項を公表した後に行うこと。 買付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考と 当該買付け等を行う日において当該方法によらずに当該買付 当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあっては 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、

ر ح

付け等を行うことができる。)。
参の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買量に買い付けた株券の数が満たない場合には、当該満たない株け等を行わないこと(あらかじめ公表した買い付ける株券の数

### 二 (略)

市場における店頭売買有価証券の買付け等について準用する。三年の二の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券

### 一(略)

場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして三(店頭売買有価証券市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上

## 、協会が適当と認める方法

なるべき事項を公表した後に行うこと。

賈付けの価格及び買い付ける株券の数量その他投資者の参考と
「一あらかじめ上場等株券の買付け等を当該方法により行う旨、

## 、 株主間の公平が確保される方法により行うこと。

券の数量の範囲内において当該方法によらずに上場等株券の買し、当該買付けた株券の数が満たない場合には、当該満たない株け等を行わないこと (あらかじめ公表した買い付ける株券の数13該買付け等を行う日において当該方法によらずに当該買付当該方法による上場等株券の買付け等を行う場合にあっては

十 外国証券業者に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十七号)

(業務の規制)  (業務の規制)  (、業務の規制)	改正案
第二十一条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店(外国証第二十一条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店(外国証券業者に関する法律施行令(昭和四十二条第二項、とあるのは「証券取引法第五十四条第二項、と、同条第五項中「証券取引法第四十二条第二項」と、同条第五項中「証券取引法第四十二条」と、同条第五項中「証券取引法第四十二条」と、同号イ中「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条」と、同号イ中「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条」と、同号イ中「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「証券取引法第四十二条第二項」とあるのは「主たる支店(外国証券業者に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十七号)第二十四条第二項」とあるのは「主たる支店(外国証券業者に関する法律を対象のは「主たる支店(外国証券業者に関する大学のは「記券のは「新工会」という。)第一条第二項 とあるのは「主たる支店(外国証券業者に関する大学のは「新工会」という。	現行

業者に関する内閣府令第二十四条第二十四項において準用する証券 関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。 第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号. 十四条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第 条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店 (外国証券業者に と読み替えるものとする 会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、「法第四十二条の 会社の国内における代表者、 為規制等府令第五条中「 に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十七号)第二十一 一条の |第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条 行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「外国証券 第 一 項 第 一号」とあるのは 証券会社の代表者」とあるのは「 支店に駐在する役員」と、 外国証券業者に関する法律第 ر د 「法第四十 外国証券 号 行

19・20 (略)

21 する場合を含む。) に規定する内閣府令で定める行為について準用 条第二項各号」と、 のは「証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号) 第二十 駐在する役員」と、 する。この場合において、 する証券取引法第四十二条第一項第九号 (同条第二項において準用 同条第五号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に 行為規制等府令第四条の規定は、 第八号及び第十一号中 「令第一条の四第一項」とあるのは「証券取引 同条第六号中「令第二十条第二項各号」とある 行為規制等府令第四条第一号、第三号、 法 法第十四条第一項において準用 とあるのは「証券取引法」と

> 券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。) とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十四頃 条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。 に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二 と、「法第四十二条の二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者 において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条 支店に駐在する役員」と、 とあるのは「 会社の代表者」とあるのは Ļ 行為規制等府令第五条中「法第四十二条の 証券取引法第四十二 行為規制等府令第九条第一号中「前条 外国証券会社の国内における代表者、 | 条 の| 第 項 第 二第一項第一号」 号 بح

19・20 (略)

21

四十年政令第三百二十一号)第二十条第二項各号」と、「令第一条門、「会第二条第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法施行令(昭和する証券取引法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する証券取引法第四十二条第一項第九号(同条第二項において準用する証券取引法第四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四条の規定は、法第十四条第一項において準用

引法施行令第二十条 」と、「法第百四十九条第一項」とあるのは 引法第四条」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十 第十二項に規定する証券仲介業者をいう。 法第二十七条」 令第七条第五項第九号 」と、「令第二十条 」とあるのは「証券取 四条」と、「令第七条第五項第九号」とあるのは「証券取引法施行 法施行令第一条の四第一項」と、「法第四条」とあるのは「証券取 えるものとする 六十五条第三項に規定する登録金融機関をいう。 三条第一項」とあるのは「証券取引法第百六十三条第 六条」と、「 令第二十四条」とあるのは「証券取引法施行令第二十 号中「登録金融機関」とあるのは「 証券取引法第百四十九条第一項」と、 証券仲介業者」 とあるのは「証券取引法第二十七条」 とあるのは 証券仲介業者(証券取引法第二条 登録金融機関(証券取引法第 同条第九号中「法第百六十 以下同じ。 以下同じ。 ۲ )」と読み替 回りと、 同条第十

号及び第十四号の規定は、 る とあるのは「証券取引法」と、 の場合において、行為規制等府令第四条第一号及び第八号中「法 を含む。)に規定する内閣府令で定める行為について準用する。 取引法第四十二条第一項第九号 (同条第二項において準用する場合 行為規制等府令第四条第一号、 とあるのは とあるのは「 証券取引法第百六十三条第一項」 証券取引法第二十七条」と読み替えるものとす 法第十四条第二項において準用する証券 同条第九号中「法第百六十三条第 第二号、 第八号、第九号、第十二 ڔ 法第二十 ے

22

22

十号まで、 えるものとする。 七号中「前号の期間」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第 号中「役員」とあるのは「役員、 第五号及び第八号中「法」とあるのは「証券取引法」と、同条第五 いて準用する証券取引法第四十二条第一項第九号 ( 同条第二項にお 目的として有価証券の売買等をする行為を除く。)、第七号から第 六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第百六十三条第一項」と 項第一号イに規定する安定操作期間」 て準用する場合を含む。) に規定する内閣府令で定める行為につ 行為規制等府令第四条第三号、 法第二十七条」 第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項にお とあるのは 国内における代表者」と、同条第 第五号 ( 専ら投機的利益の追求を 証券取引法第二十七条」と読み替 同条第九号中「 法第百 23

23

項」とあるのは「証券取引法第七十九条の十六の二第一項」と、「て、行為規制等府令第六条第一項中「法第七十九条の十六の二第一は、外国証券会社の支店の役職員に係る事故等の財務局長又は福岡は、外国証券会社の支店の役職員に係る事故等の財務局長又は福岡閣府令で定める場合について、行為規制等府令第六条第二項の規定閣府等で定める場合について、行為規制等府令第六条第二項の規定は、法第十四条第一項におい

24

24

号中「第十条第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令 目的として有価証券の売買等をする行為を除く。)、第七号から第 会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとす 業者に関する内閣府令第二十四条第二十八項において準用する証券 安定操作期間」 あるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項第一号イに規定する する内閣府令第十条第十号」と、 第二十四条第二十八項において準用する証券会社の行為規制等に関 第八号及び第九号中「法」とあるのは「証券取引法」と、 いて準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第三号、 いて準用する場合を含む。 ) に規定する内閣府令で定める行為につ いて準用する証券取引法第四十二条第一項第九号 (同条第二項にお 十号まで、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項にお 役員、国内における代表者」と、 行為規制等府令第四条第三号、 同条第九号中「 第五号 ( 専ら投機的利益の追求を 同条第五号中「役員」とあるのは 同条第七号中「前号の期間」と 第十条」とあるのは 同条第三 外国証券

社」と、同条第一項中「法第七十九条の十六の二第一項」とあるのて、行為規制等府令第六条中「証券会社」とあるのは「外国証券会閣府令で定める場合について、それぞれ準用する。この場合においは、外国証券会社の支店の役職員に係る事故等の財務局長又は福岡閣府令で定める場合について、行為規制等府令第六条第二項の規定を利益の規制等府令第六条第一項の規定は、法第十四条第一項において、行為規制等府令第六条第一項の規定は、法第十四条第一項において、行為規制等

25・26 (略)

27 店を」と、 は「証券取引法第二条第三項第一号」と、 号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項 する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況 る証券会社に関する内閣府令 」と、「法第七十六条」とあるのは 各号」と、同条第五号中「本店その他の営業所を」とあるのは「支 について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第二 外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二項において準用す 証券取引法第七十六条」と、 行為規制等府令第十条の規定は、 「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第 同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは 「法第二条第三項第一号」とあるの 法第十四条第一項において準用 同条第九号中「法第二条 一条

25・26 (略)

27 はっ の 九 店を」と、 号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項 する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況 について準用する。この場合において、行為規制等府令第十条第1 る証券会社に関する内閣府令 」と、「法第七十六条」とあるのは 各号」と、 行為規制等府令第十条の規定は、 外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二項において準用す 証券取引法第七十六条」と、 証券取引法第二条第三項第一号」と、 Ļ 「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条 同条第五号中「本店その他の営業所を」とあるのは「支 同条第八号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは 「法第二条第三項第一号」とあるの 法第十四条第一項において準用 同条第九号中「法第二条

取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。 るのは「 内閣府令第五条」と、 第十三号中「第五条」とあるのは「証券会社の行為規制等に関する 同条第十二号中「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者 (証券 第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」と、 取引法第四十四条第一号」と読み替えるものとする。 金融機関をいう。 条第十一項に規定する証券仲介業をいう。以下同じ。 登録金融機関 と、「証券仲介業」とあるのは「証券仲介業(証券取引法第二 外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券 (証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録 以下同じ。 同条第十五号中「 )」と、「法第四十四条第一号」とあ 登録金融機関」とあるのは ر ج 以下同じ。 同条

28 (略)

29 刂 証券取引法第二十七条の二十二の二第一項」 条第一項において準用する証券取引法第三十四条」と、同条第五号 為について準用する。 用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行 法第二十七条の二第一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の 行為規制等府令第十一条の規定は、 法第百六十三条」とあるのは「証券取引法第百六十三条」と、 法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四 法第三十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四 項 項において準用する証券取引法第四十四条」と、同条第五号 と、「法第二十七条の二十二の二第一項」とあるのは「 この場合において、 法第十四条第一項において準 行為規制等府令第十一条 ۲ 「役員」とあるの

> 第四十四条第一号」と読み替えるものとする。 第四十四条第十二号中「法第四十四条第一号」とあるのは「証券取引法という。以下同じ。以下同じ、正券中のは「証券中介業」とあるのは「証券中介業(証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。以下のは「証券中介業者」とあるのは「証券中介業者(証券第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第五号」と、

(略)

28

29 引法第二十七条の二十二の二」と、 刂 中「法第百六十三条」とあるのは「証券取引法第百六十三条」と、 中「法第三十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四 為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条 用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行 条第一項において準用する証券取引法第四十四条」と、 条第一項において準用する証券取引法第三十四条」と、同条第一号 第一 法第二十七条の二第 行為規制等府令第十一条の規定は、 法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四 項」と、「法第二十七条の二十二の二」とあるのは「証券取 一項」とあるのは「証券取引法第二十七条の 「証券会社の役員」とあるのは 法第十四条第一項において準 同条第五号

関する内閣府令」と読み替えるものとする。者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用する証券会社にび第七号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券業は「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号及

### (弊害防止措置)

## 第二十五条 (略)

関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条 第 同項第五号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に け (法」とあるのは「引受け (証券取引法」と、「元引受契約 第一項中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、 用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行 十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、 為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二条 |条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、 法第四十五条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第 令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」 とあるのは「元引受契約 (証券取引法」と、同項第三号中「法第 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準 号中「法」とあるのは「証券取引法」と、 |第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第一項」と、 証券取引法第百七条の 同項第六号中「法第百七条の二第一項第二号」とある 第 項第二号」と、「法第六十五条 同項第二号中「引受 ب **(**法

る証券会社に関する内閣府令」と読み替えるものとする。「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第六項において準用す同条第六号及び第七号中「証券会社に関する内閣府令」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、

### (弊害防止措置)

### 二十五条 (略)

2

法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、 いて準用する証券取引法第四十五条第二号」と、 二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第 用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行 等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「 法第四十五条第 項各号」とあるのは「 のは「元引受契約 (証券取引法」と、同項第三号中「法第二条第八 とあるのは「引受け(証券取引法」と、「元引受契約(法」とある 第一項第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等 為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二条 あるのは「証券取引法施行令第 人等又は子法人等」とあるのは Ļ とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準 「国債証券等 法第二条」とあるのは「 (法」とあるのは「国債証券等 証券取引法第二条第八項各号」と、「 証券取引法第二条」 「特定法人等」と、「引受け 一条の三」と、 「令第一条の三」と 同項第二号中「親法 同項第四号中「 (証券取引法 同項第五号中 令第一条 一項にお 親法人 (法

取引法」と読み替えるものとする 」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在す るのは「特定金融機関」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行等 る役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」と 内における代表者、支店に駐在する役員」と、「証券会社若しくは 同項第七号中「その取締役、 あるのは「特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは とあるのは「特定金融機関」と、 外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券 特定金融機関」と、同項第八号中「親銀行等又は子銀行等」とあ 同項第十号中「法」とあるのは

執行役、 監査役」とあるのは「その国 は「その国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「証券会 の九」と、同項第七号中「その取締役、 号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「法 とあるのは「特定金融機関」と、 店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子 社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、 第六十五条の二第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第 十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第 法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等又は子銀行等. 一項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条 項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六 親法人等又は子法人等」とあるのは「 同項第八号中「親銀行等又は子銀 執行役、監査役」とあるの

特定法人等」と、「法第四

特定法人等となる者)

第二十八条 (略

2

(略

3 の役員及び使用人並びにこれらであった者 (役員又は使用人でなく 前二項に規定する「役員会等を支配している」とは、 一の法人等

(特定法人等となる者)

用する証券取引法」と読み替えるものとする。

とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準 は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第十号中「法 行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第九号中「親銀行等又

2 (略 第二十八条

(略)

3 の役員若しくは使用人又はこれらであった者が他の法人等の役員会 前二項に規定する「役員会等を支配している」とは、一の法人等

支

定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかである該一の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決いう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当員会その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることをなった日から二年を経過するまでの者に限る。)が他の法人等の役

(届出事項)

と認められるときは、この限りでない。

る場合は、次の場合とする。第四十一条 法第二十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定め

一~八 (略)

が過失による場合は除く。) ( 役職員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三が過失による場合は除く。)

十~十六 (略)

2 (略)

(外国証券会社に係る申請書等の提出先等)

第四十九条 (略)

対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認の法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて当該一その他これに類する機関の構成員の過半数を占めていることをいう

められるときは、この限りでない。

( 届出事項)

る場合は、次の場合とする。 第四十一条 法第二十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定め

**一~八 (略)** 

九 役職員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三九 役職員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三九 役職員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三九 の職員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三九 の職員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三九 の職員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三九 の職員又は自己を所属証券会社等(証券取引法第六十六条の三九 の過失による場合は除く。)

+~+六 (略)

2

(略)

\ I

(外国証券会社に係る申請書等の提出先等)

第四十九条 (略)

4・5 (略)	ない。  長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければなら	該外国証券業者は、当該登録申請書及びその写し一通を財務事務所	事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当	する場合において、当該外国証券業者の主たる支店の所在地が財務	第一項の登録申請書を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようと	3 法第三条第一項の登録を受けようとする外国証券業者が法第四条	2 (略)
3・4 (略)	51	ΡΠΙ	<u>= </u>			宗 (新設)	2 (略)

十一 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 (平成十二年総理府令第百二十九号)

る。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の	を保有することとなった日の総株主又は総出資者の議決権の数とす	は、対象議決権(法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。)	2 法第十条の四第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数	第十九条の二 (略)	(主要株主の届出の手続等)	2 • 3 (略)	- 七~十四 (略)	に当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面	び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並び	び第十九条の二第四項において同じ。)の商号、名称又は氏名及	六 主要株主 (法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号及	- 五 (略)	内に作成されたものに限る。)とする。	掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以	第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に	(投資信託委託業等の認可申請書の添付書類)	改正案
総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ること	下この条において同じ。) を保有することとなった日の総株主又は	は、対象議決権(法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。以	2 法第十条の四第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数	第十九条の二 (略)	(主要株主の届出の手続等)	2・3 (略)	七~十四(略)	主要株主が保有する議決権の数を記載した書面	若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並びに当該	び第十九条の二において同じ。)の商号、名称又は氏名及び本店	六 主要株主 (法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号及		内に作成されたものに限る。) とする。	掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以	第十一条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に	(投資信託委託業等の認可申請書の添付書類)	現行

決権の数)とすることができる。 その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議 の数(有価証券報告書等が提出されていない場合には、 券報告書等」という。) に記載された総株主又は総出資者の議決権 有価証券報告書若しくは半期報告書 (以下この項において「有価証 商業登記簿

3 法第十条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲

げる書類とする。 (略)

法人である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

下この項において「有価証券報告書等」という。) に記載された総 株主又は総出資者の議決権の数 (有価証券報告書等が提出されてい が困難な場合には、直近の有価証券報告書若しくは半期報告書(以 ない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算され た総株主又は総出資者の議決権の数)とすることができる

げる書類とする。 法第十条の四第一 |項に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲

3

### (略)

社登記簿の抄本又はこれに代わる書面 法人 (第五項の委託を行った法人を除く。 である場合は、 会

#### 4 (略)

4

(略)

(削る)

5 権保有届出書を提出する場合には、 ものの委託を受けて、 に規定する共同保有者をいう。 支配会社を有しないものであって、共同保有者(同条第一項第一号 株主(その被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は被 より被支配会社とみなされるものを含む。以下この条において同じ |第一項第三号に規定する被支配会社をいい、 投資信託委託業者の主要株主であって被支配会社(令第十四条の を有する者が、 当該主要株主の被支配会社であってみなし主要 当該委託を行った被支配会社に係る対象議決 )を有しないものに限る。 一の対象議決権保有届出書に、 同条第四項の規定に である

6 前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であって、 投資信

提出することができる。

事項を併せて記載し

当該委託を受けた主要株主及び当該委託を行った被支配会社に係る

- 106 -

(削る)

規定する利害関係人等をいう。第三章を除き、以下同じ。)であー(投資信託委託業者の利害関係人等(法第十五条第二項第一号に	規定する利害関係人等をいう。第三章を除き、以下同じ。) であー 投資信託委託業者の利害関係人等 (法第十五条第二項第一号に
第三十一条(法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行	第三十一条   法第十五条第二項第五号こ規定する内閣府令で定める行
( 利害関係人等との間の取引が禁止される行為 )	(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)
2 (略)	2 (略)
資産は、オプション取引に係るものとする。	資産は、オプション取引に係るものとする。
第二十六条(令第十九条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める)	第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める
( 令第十九条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める資産等)	( 令第十九条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める資産等)
用する場合について準用する。	用する場合について準用する。
9 前各項の規定は、法第十条の七において法第十条の四の規定を準	5   前四項の規定は、法第十条の七において法第十条の四の規定を準
り提出を行う者が作成するものとする。	
及び第八号に該当しないことを誓約する書面は、第五項の規定によ	
配会社に係る法第十条の四第二項に規定する法第九条第二項第七号	
8 第五項の規定により提出を行う場合には、同項の委託を行う被支	(削る)
したものとみなす。	
同項の委託を行った被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出	
7 第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、	(削る)
保有しない者をいう。	
)の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のものを	
託委託業者の対象議決権のうち、法第九条第五項(第一号を除く。	

をいう。以下同じ。 する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、 をいう。第五十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条に 社、証券仲介業者 ( 同法第二条第十二項に規定する証券仲介業者 託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図す 介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信 しないと見込まれる状況の下で、 証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達 て、当該発行者、証券会社、 おいて同じ。) 若しくは売出しの取扱いを行っている場合におい ) 又は募集、私募 ( 同法第二条第三項に規定する有価証券の私募 十三条、第六十六条、第六十八条及び第八十二条において同じ。 は売出し (同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。第五 下この号、第五十三条及び第八十二条において同じ。)、証券会 る発行者(証券取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。 )又は登録金融機関が有価証券の募集若しく 証券仲介業者又は登録金融機関に対 当該発行者、 証券会社、 証券仲 以

二~四 (略)

(削る)

高証券会社、証券仲介業者(証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。)又は登録金融機関が有価証券の額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定している場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定している場合において、当該証券会社、証券仲介業者の額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券を投資件介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該証券会社、証券中介業者又は登録金融機関が有価証券を投資を設置している場合において、当該証券会社、証券中介業者とは登録金融機関が有価証券を投資を記券会社、証券中介業者とは登録金融機関が有価証券を投資を表する。

責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該有限責条第一項に規定する無限責任組合員をいう。以下同じ。)が有限の業務執行組合員(投資事業有限責任組合契約に関する法律第七別に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条に規定する投契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条に規定する投

(指定資産)

第三十三条 (略)

合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為 法第十六条の二第一項 (法第四十九条の十一において準用する場

とする。

| ~ 十二 (略)

(削る)

る特定資産 ( 法第十六条の二に規定する特定資産をいう。 ) の種類 に応じ、当該各号に掲げる事項とする 合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げ 法第十六条の二第一項 (法第四十九条の十一において準用する場

\_ ~ 十 八 (略)

(削る)

て取得することを受託会社に指図すること。 )を投資信託財産をもっ

限責任組合出資持分をいう。

以下同じ。

有限責任組合出資持分 ( 令第三条第十七号に規定する投資事業有

当該有限責任組合契約に係る投資事業

行組合員の要請を受けて、

予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該業務執

任組合契約の出資額が当該有限責任組合契約の業務執行組合員が

(指定資産)

第三十三条 (略)

2 合を含む。) に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為 法第十六条の二第一項 (法第四十九条の十一において準用する場

とする。

十三 投資事業有限責任組合出資持分の取得及び譲渡 | ~ 十二 (略)

3 る特定資産 (法第十六条の二に規定する特定資産をいう。)の種類 合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げ 法第十六条の二第一項 (法第四十九条の十一において準用する場

十九 投資事業有限責任組合出資持分

有限責任組合契約に係る組

に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(略)

の内容及び当該有限責任組合契約の業務執行組合員に関すること 合財産に関する前各号に掲げる事項並びに当該有限責任組合契約

( 利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 める行為は、次に掲げる行為とする。 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定

の資産をもって取得し、又は買い付けること。 業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人 ないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介 券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達し る当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、証 は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において 券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又 当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対す 投資信託委託業者の利害関係人等である発行者、証券会社、 証

<u>-</u> 了 四 (略)

(削る)

( 利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第五十三条 める行為は、次に掲げる行為とする。 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定

けること。 登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下 取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は 券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の 私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該証 て、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買い付 で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受け 者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し又は募集、 投資信託委託業者の利害関係人等である証券会社、証券仲介業

<u>-</u> 了 四 (略)

契約に係る投資事業有限責任組合出資持分を投資法人の資産をも って取得すること。 の業務執行組合員が予定していた額に達しないと見込まれる状況 おいて、当該有限責任組合契約の出資額が当該有限責任組合契約 務執行組合員が有限責任組合契約の締結に係る勧誘をする場合に 投資信託委託業者の利害関係人等である有限責任組合契約の業 当該業務執行組合員の要請を受けて、 当該有限責任組合

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

- 110 -

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定|

める行為は、次に掲げる行為とする。

の下で、当該発行者、 は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込み て、当該発行者、投資信託委託業者、 又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合におい 証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集若しくは売出し 産をもって取得し、 者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財 又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況 の額が当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者 委託業者が許可外国証券業者である場合を除く。)、証券会社、 る発行者、証券業を営んでいる投資信託委託業者(当該投資信託 規定する利害関係人等をいう。以下この章において同じ。) であ 信託会社等の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に 又は買い付けること。 投資信託委託業者、 証券会社、証券仲介業者又 証券会社、証券仲介業

二~四 (略)

(削る)

| める行為は、次に掲げる行為とする。| 第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定

二~四 (略)

十二 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則 (平成十二年総理府令第百三十三号)

又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号ロに規号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七

4~10 (略)

定する価格を使用するものとする。

(外国投資信託の運用報告書の記載事項等)

「項を記載しなければならない。 「はり読み替えられた法第三十三条第一項本文の投資信託財産をい に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三条の規定 第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十三条第一項本文 第

| ~八 (略)

資産又はこれらに類似する資産の主な種類ハ 投資の対象とする令第三条第十三号から第十七号までに掲げる

十 (略)

2・3 (略)

定する価格を使用するものとする。 又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権 第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七

4~10 (略)

(外国投資信託の運用報告書の記載事項等)

う。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事により読み替えられた法第三十三条第一項本文の投資信託財産をいに規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三条の規定第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十三条第一項本文

------------------(略)

項を記載しなければならない。

資産又はこれらに類似する資産の主な種類九 投資の対象とする令第三条第十三号から第十八号までに掲げる

十 (略)

2・3 (略)

十三 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則 (平成十二年総理府令第 百三十四号)

改正案	現
(資産運用報告書の記載事項)	(資産運用報告書の記載事項)
状況に関する重要な事項を記載しなければならない。  第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の	状況に関する重要な事項を記載しなければならない。   第五十九条    資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の
十二 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種	十二 令第三条第十五号から第十八号までに掲げる資産につき、種
類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容	類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容
十三 (略)	十三(略)
十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号ま	十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号ま
で若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその	で若しくは第十五号から第十八号までに掲げる特定資産又はその
他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率(同条第一号	他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率(同条第一号
の有価証券にあっては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれ	の有価証券にあっては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれ
ぞれの総額の資産総額に対する比率)	ぞれの総額の資産総額に対する比率)
十五~二十四 (略)	十五~二十四 (略)
2 前項第十一号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲	2 前項第十一号に規定する令第三条第十五号から第十八号までに掲
げる資産の価格及び同項第十三号に規定する資産総額に対する比率	げる資産の価格及び同項第十三号に規定する資産総額に対する比率
の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考	の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考
慮する必要があるときは、同項第七号口に規定する価格を使用する	慮する必要があるときは、同項第七号口に規定する価格を使用する
ものとする。	ものとする。

十四四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)

二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。)が特定の会社、証券仲介業者又は登録金融機関(証券取引法第六十五条のする利害関係人をいう。以下この条において同じ。)である証券ー 投資顧問業者の利害関係人(法第二十二条第二項第一号に規定				、次に掲げる行為とする。 おいて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は	第二十六条の二(法第二十二条第二項第五号(法附則第三条第二項に(投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)	改正案
(新設)	した助言を行うこととする。要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込ま	る当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対すから第六号までに掲げる行為をいう。以下同じ。)を行つている場	売出し若しくは私募の取扱いとして証券取引法第二条第八項第四号特定の有価証券の引受け等(有価証券の引受け、売出し又は募集、十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。)がである証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関(証券取引法第六	、法第二十二条第二項第一号に規定する投資顧問業者の利害関係人おいて適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は	第二十六条の二(法第二十二条第二項第五号(法附則第三条第二項に(投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)	現

(新設)

(認可の申請)

とした助言を行うこと。

第二十七条 (略)

府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣

|〜三 (略)

四 利害関係人 (認可申請者である投資顧問業者の法第二十二条第 |

第二十七条 (略)(認可の申請)

府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。2(法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する内閣

|〜三 (略)

四 利害関係人 ( 認可申請者である投資顧問業者の法第二十二条第

二項第一号に規定する利害関係人をいう。) である次に掲げる者

に関する事項

イ~ホ (略)

へ
投資事業有限責任組合契約の業務執行組合員

ト組合契約の業務執行組合員

チ 匿名組合契約の営業者

五 (略)

より作成するものとする。 とし、別表第一に定めるところに ごび第九号に掲げる書類を除く。)とし、別表第一に定めるところに ごる書類(投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第七号及 3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げ 3

一~六 (略)

れにも該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面十七条第二項第三号イから八まで及び第四号イから八までのいず九号、第二十八条の二及び第三十九条において同じ。)が法第二七 主要株主(法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。第

八 (略)

権の数を記載した書面の所在地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決九、主要株主の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所

-

+~+六 (略)

に関する事項ニ項第一号に規定する利害関係人をいう。)である次に掲げる者

イ~ホ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

五 (略)

より作成するものとする。 び第九号に掲げる書類を除く。 ) とし、別表第一に定めるところにる書類 (投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第七号及、法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げ

一~六 (略)

ない者であることを認可申請者が誓約する書面第三号イから八まで及び第四号イから八までのいずれにも該当し九号及び第二十八条の二において同じ。)が法第二十七条第二項、主要株主(法第二十七条第三項に規定する主要株主をいう。第

八 (略)

決権の数を記載した書面の所在地又は住所若しくは居所並びに当該主要株主が保有する議九 主要株主の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所

十~十六 (略)

4・5 (略)

( 保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決

村

決権は、次に掲げる議決権とする。第二十七条の七(法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める議

一・二 (略)

一 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 ( 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員を共同 ( 事 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 ( 会社の役員又は従業員と共同 ( 会社の役員又は従業員と共同 ( 会社の役員又は従業員と共同 ( 会社の役員 ) ( 会社の代表) ( 会社の代表)

四~七 (略)

(主要株主の届出の手続等)

第二十八条の二 (略)

いう。) を保有することとなつた日の総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権 (法第二十七条第三項に規定する対象議決権を2 法第二十九条の二第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権

∭√(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決

権

決権は、次に掲げる議決権とする。第二十七条の七(法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める議

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 (会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 (会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 (会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 (会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 (会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 (会社の役員又は従業員と共同 (会社の役員又は従業員と共同 )

**肾七 (略)** 

(主要株主の届出の手続等)

第二十八条の二 (略)

いう。以下この条において同じ。) を保有することとなつた日の総の数は、対象議決権 (法第二十七条第三項に規定する対象議決権を2 法第二十九条の二第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権

資者の議決権の数)とすることができる。 業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出の議決権の数(有価証券報告書等が提出されていない場合には、商の議決権の数(有価証券報告書若しくは半期報告書(以下この項においての数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には

- 1377の清算による。3 法第二十九条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次

一 (略)に掲げる書類とする。

法人である場合は、会社登記簿の抄本又はこれに代わる書面

者をいう。)である場合は関東財務局長に提出しなければならない、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、当該届出書の写し一通及び同条第二項のが象議決権保有届出書により作成した法第二十九条の二第一項の対象議決権保有届出書に

3

### 一 (略)

4

じ。)に提出しなければならない。 対象議決権保有届出書をいう。 により作成した対象議決権保有届出書 ( 法第二十九条の二第一項の う。)である場合には関東財務局長をいう。 をいう。) である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地 (個 十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者 轄財務局長等(当該者が居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和一 該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、 財務支局長をいい、 人である場合は、その住所又は居所)を管轄する財務局長又は福岡 認可投資顧問業者の主要株主となつた者は、 非居住者(同項第六号に規定する非居住者をい 以下この条において同じ。)に、当 ただし、 次項の規定により対象 以下この項において同 別紙様式第十八号チ

$\overline{}$		
削 る	削	削
る	3	3
$\overline{}$	$\smile$	$\overline{}$

5 す る。 るものの委託を受けて、 号に規定する共同保有者をいう。 被支配会社を有しないものであつて、共同保有者 (同条第一項第 要株主(その被支配会社のすべてがみなし主要株主であるもの又は 者に委託を行つた者の管轄財務局長等に、それぞれ提出するものと 決権保有届出書を提出する場合には、 三第一項第三号 に規定する被支配会社をいい、 により被支配会社とみなされるものを含む。以下この条において同 当該委託を受けた主要株主及び当該委託を行つた被支配会社に係 認可投資顧問業者の主要株主であつて被支配会社 (令第十四条の |十九条の||第| を有する者が、当該主要株主の被支配会社であつてみなし‡ |項の添付書類 当該委託を行つた被支配会社に係る対象議 )を有しないものに限る。 部を添付して、 一の対象議決権保有届出書に 同条第四項 の規定 当該者及び当該 )であ

規定により作成した対象議決権保有届出書に、その写し一通及び法

議決権保有届出書を提出する場合には、

当該提出する者が、

同項の

のを保有しない者をいう。

く。)の規定により保有しているとみなされる対象議決権以外のも
資顧問業者の対象議決権のうち、法第二十七条第五項(第一号を除
・ 前項に規定するみなし主要株主とは、主要株主であつて、認可投

る事項を併せて記載し、

提出することができる。

したものとみなす。 同項の委託を行つた被支配会社が当該対象議決権保有届出書を提出7 第五項の規定により対象議決権保有届出書を提出した場合には、

5 第二十九条の三 (削る) 定める行為は、 規定を準用する場合について準用する。 ( 認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為) 引受け等を行つている場合において、 る証券会社、 前四項の規定は、法第二十九条の五において法第二十九条の二の 者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申 に規定する利害関係人をいう。以下この条において同じ。) であ 認可投資顧問業者の利害関係人 ( 法第三十条の三第二項第一号 法第三十条の三第二項第五号に規定する内閣府令で 次に掲げる行為とする。 証券仲介業者又は登録金融機関が特定の有価証券の 当該証券会社、 第二十九条の三 法第三十条の三第二項第五号に規定する内閣府令で 9 8 規定を準用する場合について準用する。 仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、 業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申 券の引受け等を行つている場合において、 規定により提出を行う者が作成するものとする。 項第三号及び第四号に該当しないことを誓約する書面は、 配会社に係る法第二十九条の二第二項に規定する法第二十七条第一 とする。 又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと ていた額に達しないと見込まれる状況の下で、 定める行為は、 (新設) 込みの額が当該証券会社、 人である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が特定の有価証 ( 認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為) 前各項の規定は、法第二十九条の五において法第二十九条の二の 第五項の規定により提出を行う場合には、 同項第一号に規定する認可投資顧問業者の利害関係 証券仲介業者又は登録金融機関が予定し 当該証券会社、 同項の委託を行う被支 当該証券会社、 証券仲介 第五項の 証券

券の取得の申込みが当該発行者が予定していた額に達しないと見 又は私募を行っている場合において、当該発行者に対する有価証 得し、又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を 込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定 を行うこと。 を取得し、又は買付けることを内容とした投資判断に基づく投資 込まれる状況の下で、 証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取 していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、 行うこと。 認可投資顧問業者の利害関係人である発行者が有価証券の募集 当該発行者の要請を受けて、 当該有価証券 (新設)

満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預   満期時	次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が   五 次に	(略)	のとする。	に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うも   に対する	銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等 第十三条の三(銀行)	(預金者等に対する情報の提供) (預金者	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	。  金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとす   金銭債権		同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令 (平成十年総理府   同条第三	)であって、証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び   る。)で	第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限 第一項第	有価証券 ( 同項に規定する有価証券については、証券取引法第二条     有価証券	百二十一号)第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する   百二十一	内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三  内閣府令	第十二条の二(法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として 第十二条の二(法第	(特定社債に準ずる有価証券) (特定社債に準ずる有価証券)	改 正 案
満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預	次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が	(略)	<b>3</b> °	に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うも	3三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等	(預金者等に対する情報の提供)		会銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとす。	令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名	同条第三項に規定する有価証券を定める内閣府令 (平成十年総理府	)であって、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び	第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限	有価証券(同項に規定する有価証券については、証券取引法第二条	百二十一号)第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する	内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三	3二 法第十条第二項第五号の二に規定する有価証券として	(特定社債に準ずる有価証券)	現行

当該商品に関する詳細な説明 入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他

## (略)

朩 引 (同法第二条第 号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係 社債券その他の債券に限る。 券 ( 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している 掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証 同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取 るものに限る。) おいて「国債証券等」という。 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は 一 項 第 一号に掲げる国債証券、 (第十三条の五第 並びに同法第二条第一項第九 同項第二号に 一項第二号に

#### 六 (略)

2 6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 するための説明を行わなければならない。 方法に応じ、 書面の交付その他の適切な方法により、 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の 顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対 預金等との誤認を防止

#### (略)

価証券 ( 国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。 証券取引法第六十五条第二項第一 号から第四号までに掲げる有

> 当該商品に関する詳細な説明 入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他

#### **イ**ニ (略)

朩

るものに限る。 する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係 ける有価証券先物取引と類似の取引 (同条第1 同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場にお 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は 二項第 号に規定

#### 六 略)

2 6

(略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十三条の五 するための説明を行わなければならない。 方法に応じ、 書面の交付その他の適切な方法により、 銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、 顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対 預金等との誤認を防止 、業務の

#### (略)

三項第二号に掲げる短期商工債券、 証券取引法第二 条第一 項第三号に掲げる有価証券(法第十条第 同項第三号に掲げる短期債券

第十三条の六 銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 2 4 三 四 い等の適切な措置を講じなければならない 扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確 受益証券等」という。 投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「 用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、 十八項に規定する投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使 に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わな (投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い) (削る) (特定取引勘定) (略) (略) )を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り 第十三条の六 銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 2 { 4 四 · 五 用して受益証券等を取り扱う場合には、銀行が預金等を取り扱う場 するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の 所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分 適切な措置を講じなければならない。 十八項に規定する投資信託委託業者が当該銀行の営業所の一部を使 (特定取引勘定) (投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い) 資証券(次条において「受益証券等」という。) 四に掲げる有価証券、 券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の 又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。 は外国投資信託の受益証券、 施行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規 定する有価証券(第十二条第六号に規定する証券又は証書を除く 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しく (略) (略) 同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法 投資証券、 投資法人債券又は外国投

## 第十三条の六の三 (略)

算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当おける相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係」前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場に

## 一・二 (略)

限る。第五項において同じ。)

Roa。第五項において同じ。)

#### ~ 5 (略) 四~十六 (略)

第十三条の六の三 (略)

2

算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当おける相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券市場に

## 一・二 (略)

四~十六(略)

3~5 (略)

(預金者等に対する情報の提供) (預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法にて同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。  一~四 (略) 五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預済時に全額返還される保証のないでは、預済に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している持債の政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している方法に関する地方債証券をの他の債券に限る。)(第十二条の三第一項第二号に引がる有価証券のの方を同項第一号の性質を有するものに係	改正案
(預金者等に対する情報の提供) 第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により 第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により 第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により 第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により 第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により 1000 (略)	現

るものに限る。

六 方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の

金利に関する情報の適切な提供

6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には 認を防止するための説明を行わなければならない。 顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、 業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、 預金等との誤

(略)

価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。 証券取引法第六十五条第 項第 号から第四号までに掲げる有

六 金利に関する情報の適切な提供 方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の

2 6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十二条の三 長期信用銀行は、次に掲げる商品を取り扱う場合には 顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、 認を防止するための説明を行わなければならない。 業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、 預金等との誤

(略)

号に規定する証券又は証書を除く。 号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券 (第三条第六 四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法 四項第二号に掲げる短期商工債券、 施行令(昭和四十年政令第三百二十一号) 券取引法第二条第一項第三号の二、 又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。 証券取引法第二 条第一 項第三号に掲げる有価証券 (法第六条第 同項第三号に掲げる短期債券 第五号の三若しくは第七号の 第十七条の 第 二項各

資証券(次条において「受益証券等」という。 は外国投資信託の受益証券 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しく 投資証券、 投資法人債券又は外国投

(削る)

三・四(略)

2 . 3

(略)

、投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

おそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならな 等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招く ごの条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、長 ごの条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、長 ごの条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、長 が国投資証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下 に規定する投資信託表が当該長期信用銀行の 第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該長期信用銀行の

(特定取引勘定)

ſΪ

第十二条の四の三 (略)

自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という「前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証

四・五 (略)

2・3 (略)

り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれ銀行が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該長期信用銀行の第二条の四 長期信用銀行は、投資信託及び投資法人に関する法律(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

のある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で劣市場における相場その他の指標(第五項において「指標」という2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証2

一 (略)

略

一 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券(法第六年) おり ( 資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを券並びに同項第四号に掲げる有価証券( 以下この号において同じ。 ) 及び証券取引法第二条第一項第二号の三及び第七号の四に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。 ) で証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券( 以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。 ) の引受け( 資産対応証券の性質を発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。 第五項において同じ。 )

3~5 (略) 三~十六 (略)

に限る。第五項において同じ。)及び証券取引法第二条第一項第の、以下この号において同じ。)及び証券取引法施行令第十七条の二第二項第四号に掲げる有価証券(同項第四号に掲げる有価証券の性質をの限る。第五項において同じ。)及び証券取引法第二条第一項第

二 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券(法第六

掲げる短期社債及び同項第四号に掲げる短期社債に係るものを除券並びに同項第四号に掲げる有価証券(法第六条第四項第一号に券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証条第四項第五号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。)、証

3~5 (略)

三~十六 (略)

十七(信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

であって、証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第第二号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。)第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券(信用金庫の付随業務)改正 案 (略)	
蔵省令第十二号)第一条第一号こ規定する譲度資産が、指名金銭責	蔵省令第十二号)第一条第一号こ規定する譲度資産が、指名金銭責三項に規定する有価証券を定める内閣府令(平成十年総理府令・大であって、証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第
5・6 (略) 権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。	
する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものと預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により(預金者等に対する情報の提供)	する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとうる情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものと第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により(預金者等に対する情報の提供)

#### 5 应 (略)

五 当該商品に関する詳細な説明 満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、 入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が 預

## (略)

朩 引 (同法第二条第 号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係 券 (政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している 掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証 同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取 るものに限る。 おいて「国債証券等」という。 社債券その他の債券に限る。 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は 項第 一号に掲げる国債証券、 (第十五条の四第 並びに同法第二条第 同項第二号に 一項第二号に 一項第九

#### 六 (略)

2 6 (略)

# (金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十五条の四 方法に応じ、 するための説明を行わなければならない。 書面の交付その他の適切な方法により、 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、業務の 顧客の知識、 経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対 預金等との誤認を防止

#### 5 应 (略

五 当該商品に関する詳細な説明 満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、 入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が

預

#### 了 二 (略)

朩 るものに限る。 する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係 ける有価証券先物取引と類似の取引 (同条第三 同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場にお 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は 二項第

#### 六 (略)

2 6 (略)

## (金銭債権等と預金等との誤認防止)

第十五条の四 するための説明を行わなければならない。 方法に応じ、 書面の交付その他の適切な方法により、 金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、 顧客の知識、 経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対 預金等との誤認を防止 業務の

価証券 ( 国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。 証券取引法第六十五条第二項第一 略) 号から第四号までに掲げる有

(削る)

 $\equiv$ 略) (略)

2.3

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第十五条の五 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第

扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確 受益証券等」という。 投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「 用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、 十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使 に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わな )を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り

略)

条第五項第一号口に掲げる短期商工債券、 する有価証券 ( 第八条第三項第六号又は第十条第三項第六号に規 行令第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定 取引法第二条第一項第三号の二、 券又は同号へに掲げる短期農林債券に係るものに限る。 定する証券又は証書を除く。 に掲げる有価証券、 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第五十二 同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施 第五号の三若しくは第七号の四 同号八に掲げる短期債 証券

投資証券(次条において「受益証券等」という。) くは外国投資信託の受益証券、 投資信託及び投資法人に関する法律 投資証券、 に規定する投資信託若し 投資法人債券又は外国

兀 (略)

2 . (略)

第十五条の五 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 (投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

用して受益証券等を取り扱う場合には、 適切な措置を講じなければならない。 するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の 所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に区分 十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使 金庫が預金等を取り扱う場

い等の適切な措置を講じなければならない

## 特定取引勘定

### 第十五条の五の三 (略)

で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をい 証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」とい 目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的 前項の特定取引とは、 )に係る短期的な変動、 信用金庫連合会が金利、通貨の価格、 市場間の格差等を利用して利益を得る 有価

## 一・二 (略)

他にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締 券の性質を有するものに限る。 条第一項第九号に掲げる有価証券 ( 同項第四号 に掲げる有価証 五項第一号イに掲げる短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係 る有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券 (法第五十三条第 対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき 及び第五項において「資産対応証券」という。)の引受け(資産 るものを除く。以下この号において同じ。) 及び証券取引法第1 十三条第五項第一号 二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券 (以下この号 )、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げ 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券(法第五 ホに掲げる特定短期社債に係るものを除く )で証券取引法施行令第十七条の

## 特定取引勘定

## 第十五条の五の三 (略

2

う で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をい 証券市場における相場その他の指標(第五項において「指標」とい 目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的 前項の特定取引とは、 )に係る短期的な変動 信用金庫連合会が金利、通貨の価格、 市場間の格差等を利用して利益を得る

#### う。

一・二 (略)

び第五項において「資産対応証券」という。) の引受け (資産対 第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券 (以下この号及 の性質を有するものに限る。)で証券取引法施行令第十七条の一 第一項第九号に掲げる有価証券 (同項第四号 に掲げる有価証券 ものを除く。以下この号において同じ。) 及び証券取引法第二条 項第一号イに掲げる短期社債及び同号ニに掲げる短期社債に係る にこれを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結 応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他 有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券(法第五十三条第五 十三条第五項第一号亦に掲げる特定短期社債に係るものを除く。 )、証券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券 (法第五

結する取引に限る。第五項において同じ。)	する取引に限る。第五項において同じ。)
四~十六 (略)	四~十六(略)
3~5 (略)	3~5 (略)

十八 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)

改正案	現行
(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)	(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)
第一条の二 (略)	第一条の二(略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府	5 法第九条の八第二項第十号の二に規定する有価証券として内閣府
令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十	令で定めるものは、証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十
一号) 第十七条の二第一項第二号又は第二項に規定する有価証券 (	一号)第十七条の二第二項第三号又は第三項に規定する有価証券(
同項に規定する有価証券については、証券取引法 (昭和二十三年法	同項に規定する有価証券については、証券取引法 (昭和二十三年法
律第二十五号) 第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの	律第二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの
性質を有するものに限る。)であって、証券取引法施行令第十七条	性質を有するものに限る。)であって、証券取引法施行令第十七条
の二第一項第二号及び第二項に規定する有価証券を定める内閣府令	の二第二項第三号及び第三項に規定する有価証券を定める内閣府令
(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する	(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第一条第一号に規定する
譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益	譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益
権であるものとする。	権であるものとする。
6~8 (略)	6~8 (略)

十九 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)

るものに限る。)	に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るいて「国債証券等」という。)並びに同法第二条第一項第九号社債券その他の債券に限る。)(第五条の八第一項第二号にお券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証している
する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係	掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証
ける有価証券先物取引と類似の取引(同条第二項第一号に規定	引(同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券、同項第二号に
同法第六十五条第二項第六号亦に掲げる外国有価証券市場にお	同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取
ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は	ホ 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は
<b>イニ (略)</b>	イーニ (略)
当該商品に関するより詳細な説明	当該商品に関するより詳細な説明
入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他	入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他
満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預	満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預
五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が	五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が
のとする。	のとする。
に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うも	に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うも
より預金者等 (預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)	より預金者等 (預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)
第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定に	第五条の七(信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定に
(預金者等に対する情報の提供)	(預金者等に対する情報の提供)
現	改正案

六 (略) ものに限る。

2 6 (略)

( 金銭債権等と預金等との誤認防止)

第五条の八 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には 認を防止するための説明を行わなければならない。 顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、 業務の方法に応じ、顧客の知識、 経験及び財産の状況を踏まえ、 預金等との誤

(略)

価証券 ( 国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有

> 六 (略)

2 6 (略)

第五条の八 顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、 認を防止するための説明を行わなければならない。 ( 金銭債権等と預金等との誤認防止) 業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、 信用協同組合等は、次に掲げる商品を取り扱う場合には 預金等との誤

(略)

四項第六号(同条第八項において準用する場合を含む。 二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する有価証券 第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫 央金庫法 (昭和十一年法律第十四号) する証券又は証書を除く。 事業に関する内閣府令 (平成五年大蔵省令第九号) 企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の 同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第十七条の二第 第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げる有価証券、 る短期農林債券に係るものに限る。 法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定す 短期商工債券、 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(商工組合中 信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号) 第三十三条ノ二に規定する 証券取引法第二条第一項 第 条の二第

第五条の九 信用協同組合等は、投資信託及び投資法人に関する法律 2 . 3  $\equiv$ 第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該信用協同組合等 招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければな 証券等を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を 信用協同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益 下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、 資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券 ( 以 の事務所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投 (削る) (投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い) 略) (略) 2 . 3 それのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない  $\equiv$ (投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い) 投資証券(次条において「受益証券等」という。) くは外国投資信託の受益証券、 (略) 投資信託及び投資法人に関する法律 (略) 投資証券、 投資法人債券又は外国

に規定する投資信託若し

第五条の九 信用協同組合等は、投資信託及び投資法人に関する法律 第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該信用協同組合等 の事務所の一部を使用して受益証券等を取り扱う場合には、信用協 同組合等が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等

を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くお

価証券(国債証券等(同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券   条第二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有	保険契約との誤れ況を踏まえ、顧り扱う場合には、第	(特定社債に準ずる有価証券)  「特定社債に準ずる有価証券)  「特定社債に準ずる有価証券)	改正案
条第六項第二号に掲げる短期商工債券、同項第三号に掲げる短期二 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第九十八一 (略)	客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、保険契約との誤業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧第五十三条の二 保険会社は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、(金銭債権等と保険契約との誤認防止)	又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。 (特定社債に準ずる有価証券) (明正規定する有価証券を定める内閣府令 (平成十年総理府令・大蔵三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。) で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一年) 第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有価証券のに規定する有価証券のに規定する有価証券のに限る。) で (特定社債に準ずる有価証券	現行

証券等のみの有価証券指数を除く。)
び第五十三条の六の二第一項第五号ホにおいて同じ。)及び国債証している社債券その他の債券に限る。)をいう。以下この号及掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保入の項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に

(削る)

三(略)

2・3 (略)

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二

(略)

の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市

一・二 (略)

く。以下この号において同じ。)及び同項第九号に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券(短期社債に係るものを除券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。)、証三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券(法第九

に規定する有価証券 (第五十二条第六号に規定する証券又は証書号の四に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七、証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七人の一個である。)

を除く。)

三 受益証券又は投資証券

四 (略)

2・3 (略)

,

第五十三条の六の二

略

特定取引勘定)

の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己は係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又場における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市

一・二 (略)

く。以下この号において同じ。)及び同項第九号に掲げる有価証券並びに同項第四号に掲げる有価証券(短期社債に係るものを除券取引法第二条第一項第五号の三及び第七号の四に掲げる有価証十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。)、証三 証券取引法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券(法第九

券 ( 同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。 ) 券」という。) の引受け (資産対応証券の発行に際して当該資産 規定する有価証券 (以下この号及び第五項において「資産対応証 にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。 第五項におい 対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合 で証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に

四~十六 (略)

て同じ。)

3~5 (略)

( 業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等 )

第五十九条の二 法第百十一条第一項 に規定する内閣府令で定める

ものは、次に掲げる事項とする。

掲げる事項

\_ { 四

(略)

保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に

イ~ニ (略)

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評

1)価 ~損 6)益 (略)

の取引(国債証券等及び同法第二条第一項第九号に掲げる有 は同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又

> て同じ。) 券」という。) の引受け (資産対応証券の発行に際して当該資産 規定する有価証券(以下この号及び第五項において「資産対応証 券 (同項第四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。) にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。 第五項におい 対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合 で証券取引法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に

四~十六 (略)

3~5 (略

第五十九条の二 法第百十一条第一項 ( 業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等) に規定する内閣府令で定める

\_ { 匹 (略) ものは、次に掲げる事項とする。

保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に

掲げる事項

イ~ニ (略)

次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額 時価及び評

1)価 り損 6)益

(略)

7 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又 は同法第六十五条第二項第六号ホに掲げる外国有価証券市場

における有価証券先物取引と類似の取引 ( 同条第二項第一号

	2 (略) 2	へ り (略)	న <sub>°</sub> )	価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限
	2 (略)	へ り (略)	証券に係るものに限る。)	に規定する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国

商号又は名称、加入する証券業協会の名称、取引資格を取得する証券取引所の名

称又は証券仲介業務を行う場合の委託証券会社の商号を変更した場合には、第 12

条による届出書に、本様式により作成した書面(2部)を添付すること。

現 行 改 正 案 別紙様式第1号(第5条関係) 別紙様式第1号(第5条関係) (第2面) (第2面) 登録番号 \* 登録番号 財務(支)局長 第 年 財務(支)局長 第 묵 ( 年 月 묵 ( 月 日) 日) 認 可 頂 認可年月日 頂 認 可 年 月 日 \* 認可事項 \* 認可事項 (ふりがな) (ふりがな) 1.商号又は名称 1. 商号又は名称 別添1のとおり 2. 資本の額又は出資 2. 資本の額又は出資の 別添1のとおり の総額 総額 3. 証券業務を担当す 別添2のとおり 3.証券業務を担当する 別添2のとおり 取締役及び監査役 る取締役及び監査役 (理事、監事その他 (理事、監事その他 これらに順ずるもの これらに順ずるもの を含む。以下同じ。) を含む。以下同じ。) の氏名 の氏名 4. 証券業務を営む本 別添3のとおり 4.証券業務を営む本店 別添3のとおり 店その他の営業所又 その他の営業所又は 事務所の名称及び所 は事務所の名称及び 所在地 在地 5. 加入する証券業協 5.加入する証券業協会 会の名称 の名称 6. 取引資格を取得す 6.取引資格を取得する る証券取引所の名称 証券取引所の名称 7. 証券仲介業務を行 う場合の委託証券会 社の商号 (記載上の注意) (記載上の注意) 「\*登録番号」及び「\*認可事項」には、記載しないこと。 「\*登録番号」及び「\*認可事項」には、記載しないこと。 (注意事項) (注意事項)

部)を添付すること。

商号又は名称、加入する証券業協会の名称又は取引資格を取得する証券取引所の 名称を変更した場合には、第 12 条による届出書に、本様式により作成した書面(2

	現行
	12 13
別紙様式第1号(第5条関係)	】 別紙様式第1号(第5条関係)
(別添3:登録金融機関業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地)	(別添3:証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· <del>_                               </del>
(第5面)	(第5面)
商号又は名称 (年月日)	商号又は名称 (年月日)
名 称 所 在 地 業務の種類	名 称 所 在 地
(注意事項)	(注意事項)
1 登録金融機関業務を営む本店その他の営業所又は事務所(以下「営業所等」とい	証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所に変更があった場合には、第 12 条
<u>う。)</u> に変更があった場合には、第 12 条による届出書に、本様式により作成した変	による届出書に、本様式により作成した変更後の証券業務を営む全ての営業所の名
更後の <u>登録金融機関</u> 業務を営む全ての営業所 <u>等</u> の名称、所在地を記載した書面(2	↑ 称、所在地を記載した書面(2部)を添付すること。
部)を添付すること。	
2 「業務の種類」には、記載する営業所等ごとに当該営業所等が行う法第65条第2	
<u>項各号の業務を明示する。</u>	

## 金融機関の証券業務に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

改正案		現行					
別紙様式第3号(第30条関係)		別紙様式第3号(第30条関係)					
営業報告書 年 月	(日本工業規格A4) 日から 日まで 年月日	営業報告書 年 月 日から 年 月 日まで					
 		・					
所在地		所在地					
(略)							
9 保護預り等有価証券の <u>分別保管</u> 状況 <u>保管場所</u> 保管方法 有価証券の区分	数・額面金額 通貨単位	9 保護預り等有価証券の <u>分別保管等</u> 状況					
(国名) <u>陈自27位</u> 高温皿20002	700 PA PRI 100 PA	(国 名) (国 名) (国 名)					
(略) (略) (略)   (略)	(略) (略)						

### 10 証券仲介業務の状況

(1) 証券仲介業務に係る口座の状況

	前	期	当期		
委託証券会社名	口座数	うち媒介等を 行った口座数	口座数	うち媒介等を 行った口座数	

(2) 媒介等手数料等の状況

委託証券会社名	媒介等手数料	その他受入手数料	計	
	百万円	百万円	百万円	

### (記載上の注意)

1 営んでいる登録金融機関業務の種類

当期末現在において営んでいる<u>登録金融機関業務</u>(証券取引法第65条第2項各号に規定するもの)の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

- 2 (略)
- 3 当期の登録金融機関業務の概要

(略)

- 4 営業所並びに役員及び使用人の状況
  - (1)「営業所数」の欄には、本店を含む全ての営業所又は事務所の数を記載すること。 なお、( )には、<u>登録金融機関業務</u>を行っている本店を含む営業所又は事務所の 数を内書すること。
  - (2)「役員」「使用人」の欄には、主として<u>登録金融機関業務</u>に従事する者の数を記載すること。なお、( )には、外務員の数を内書すること。
- 5 登録金融機関業務の状況

当期における<u>登録金融機関業務</u>の状況について記載すること。なお、表示単位未満の 端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

- (1)~(4) (略)
- (5) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

証券仲介業務を除く証券取引法第65条第2項各号に掲げる登録金融機関業務に

(新設)

### (記載上の注意)

1 営んでいる証券業務の種類

当期末現在において営んでいる<u>証券業務</u>(証券取引法第65条第2項各号に規定するもの)の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

- 2 (略)
- 3 当期の<u>証券業務</u>の概要

(略)

- 4 営業所並びに役員及び使用人の状況
  - (1)「営業所数」の欄には、本店を含む全ての営業所又は事務所の数を記載すること。 なお、( )には、<u>証券業務</u>を行っている本店を含む営業所又は事務所の数を内書 すること。
  - (2)「役員」「使用人」の欄には、主として<u>証券業務</u>に従事する者の数を記載すること。 なお、( )には、外務員の数を内書すること。
- 5 証券業務の状況

当期における<u>証券業務</u>の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1)~(4) (略)

(5) 証券業務に係る受入手数料の状況

証券取引法第65条第2項各号に掲げる証券業務に係る受入手数料について約定

係る受入手数料について約定基準により記載すること。

(略)

(6) (略)

6 (略)

- 7 保護預り等有価証券の分別保管状況
  - (1) 法第65条の2第5項において準用する法第47条第1項の規定により分別される 有価証券及び社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として振 替口座簿により分別される有価証券について、保管場所及び保管方法ごとに記載する こと。
  - (2) 「<u>保管場所」</u>の欄には、自己で保管又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして保管させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。なお、受益証券を受託銀行をして保管させている場合には、受託銀行と記載すること。
  - (3) 「<u>保管方法</u>」の欄には、混蔵して保管している場合には混蔵保管と、社債等の振替 に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振 替決済と、それ以外の場合には単純保管と記載すること。

(4)、(5) (略)

8 証券仲介業務の状況

証券仲介業務を行っていない登録金融機関は記載を要しない。

(1) 証券仲介業務に係る口座の状況

「口座数」の欄には、委託証券会社の口座について、登録金融機関の証券仲介業 務に係る口座数を記載すること。

「うち媒介等を行った口座数」の欄には、証券取引法第65条第2項第3号に掲げる有価証券について行う同号ハの行為及び同項第4号に掲げる有価証券について行う同号ロの行為(以下「媒介等」という。)に係る注文を登録金融機関を通じて発注した顧客の口座数を、約定に至ったか否かに関わらず記載すること。

(2) 媒介等手数料等の状況

「媒介等手数料」の欄には、事業年度中に委託証券会社から得た証券仲介業務に係る手数料のうち、媒介等に係る手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、事業年度中に委託証券会社から得た証券仲介業務に係る手数料のうち、媒介等手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「媒介等手数料」の欄に一括して記載すること。

9 (略)

基準により記載すること。

(略)

- (6) (略)
- 6 (略)
- 7 保護預り等有価証券の分別保管等状況
  - (1) 法第65条の2第5項において準用する法第47条第1項の規定により分別される 有価証券及び社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として振 替口座簿により分別される有価証券について、保管場所及び保管等方法ごとに記載す ること。
  - (2) 「<u>保管等場所</u>」の欄には、自己で保管又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして保管させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。なお、 受益証券を受託銀行をして保管させている場合には、受託銀行と記載すること。
  - (3) 「<u>保管等方法</u>」の欄には、混蔵して保管している場合には混蔵保管と、社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純保管と記載すること。

(4)、(5) (略)

(新設)

8 (略)

## 金融機関の証券業務に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

改	正案		現	行	
別紙様式第 4 号 (第 31 条関係)			別紙様式第4号(第31条関係)		
業務又は財産の	代況に関する報告書 月) 登録金融機関名 所在地 代表者の役職氏名	(日本工業規格 A 4 ) 年 月 日 	Manufacture 1 - 2 (Na Ol Manufacture)	登録金融機関名 所在地 代表者の役職氏名	(日本工業規格 A 4 ) 年 月 日
1 <u>登録金融機関</u> 業務の状況 (1)~(4) (略) (5) <u>登録金融機関</u> 業務に係る受入手数料の (6) (略)	O状況 <u>(証券仲介業務を</u>	<u>を除く)</u>	1 <u>証券</u> 業務の状況 (1)~(4) (略) (5) <u>証券</u> 業務に係る受入手数料の状況 (略) (6) (略)		
   3 証券仲介業務の状況			   <u>(</u> 新設)		
(1) 証券仲介業務に係る口座の状況					
委託証券会社名 口座数	うち媒介等を行った	た口座数			
委託証券会社名 媒介等手数料	その他受入手数料	計			
百万円	百万円				
<u>4</u> (略)			3 (略)		

#### (記載上の注意)

1 登録金融機関業務の状況

当期における<u>登録金融機関</u>業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の 端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1)~(4) (略)

(5) 登録金融機関業務に係る受入手数料の状況

<u>証券仲介業務を除く</u>証券取引法第65条第2項各号に掲げる<u>登録金融機関</u>業務に係る受入手数料について記載すること。記入については原則は約定基準によるものとするが、継続的に適用することを条件に受渡基準により記入することもできる。 (略)

- (6) (略)
- 2 (略)
- 3 証券仲介業務の状況

証券仲介業務を行っていない登録金融機関は記載を要しない。

(1) 証券仲介業務に係る口座の状況

「<u>口座数」の欄には、月末時点における委託証券会社の口座について、登録金融機</u> 関の証券仲介業務に係る口座数を記載すること。

「うち媒介等を行った口座数」の欄には、当月中に証券取引法第65条第2項第3 号に掲げる有価証券について行う同号八の行為及び同項第4号に掲げる有価証券 について行う同号口の行為(以下「媒介等」という。)に係る注文を登録金融機関 を通じて発注した顧客の口座数を、約定に至ったか否かに関わらず記載すること。

(2) 媒介等手数料等の状況

「媒介等手数料」の欄には、月中に委託証券会社から得た証券仲介業務に係る媒介等にかかる手数料の金額を記載すること。また、「その他受入手数料」の欄には、月中に委託証券会社から得た証券仲介業務に係る手数料のうち、媒介等手数料以外の手数料の金額を記載すること。なお、両者の区分が困難である場合は、その旨を欄外に明記した上で、「媒介等手数料」の欄に一括して記載すること。

4 (略)

5 (略)

(記載上の注意)

1 証券業務の状況

当期における<u>証券</u>業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

(1)~(4) (略)

(5) 証券業務に係る受入手数料の状況

証券取引法第65条第2項各号に掲げる<u>証券</u>業務に係る受入手数料について記載すること。記入については原則は約定基準によるものとするが、継続的に適用することを条件に受渡基準により記入することもできる。

(略)

(6) (略)

2 (略)

(新設)

3\_(略)

4 (略)

## 金融機関の証券業務に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十五号)

改	正案	現 行
	(日本工業規格A4) 関する報告書 月 日から	(新設)
年	月 日まで 年 月 日提出	
	<ul><li>商号又は名称</li><li>町在地</li><li>代表者の役職氏名</li><li>印</li></ul>	
1 親法人等及び子法人等の状況		
商号又は名称 所 在 地	主要な事業の内容 関係内容	
   2 親法人等及び子法人等との取引の状況		
有価証券 商号又は名称	資産 を その他	
売買(貸借)その他	売買 貸借 その他	
3 関係会社の状況		
商号又は名称 所 在 地	主要な事業の内容 関係内容	

改 正 案	現行
(記載上の注意) 1 親法人等及び子法人等の状況 (1) 当期末現在の親法人等及び子法人等を記載すること。なお、 <u>当期</u> 中において変更があった場合には、その旨を注記すること。 (2) 関係内容欄には、親法人等又は子法人等の別及び資本関係又は人的関係の別を記載すること。 2 親法人等及び子法人等との取引の状況 (1) 当期中の親法人等及び子法人等との取引について記載すること。 (2) 有価証券欄には、有価証券の売買その他の取引及び有価証券店頭デリバティブ取引について記載すること。 (3) 資産欄には、資産の売買その他の取引(有価証券の売買その他の取引及び有価証券店頭デリバティブ取引を除く。)について記載すること。 (4) その他欄には、その他の業務上又は財務上の取引について記載すること。 3 関係会社の状況 (1) 当期末現在の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項から第7項の規定により登録金融機関の親会社、子会社、関連会社、親	現 行(新設)
(3) 資産欄には、資産の売買その他の取引(有価証券の売買その他の取引及び有価証券店頭デリバティブ取引を除く。)について記載すること。 (4) その他欄には、その他の業務上又は財務上の取引について記載すること。 3 関係会社の状況 (1) 当期末現在の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8	
会社の子会社及び親会社の関連会社とされるものをいう。)を記載すること。なお、 当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。 (2) 関係内容欄には、親会社、子会社、関連会社等の別を記載すること。 (3) 親会社、子会社及び関連会社の最近事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益	
処分計算書又は損失処理計算書(連結財務諸表(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書をいう。)を作成している場合にあっては、当該連結財務諸表)を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別の事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。	

# 証券会社に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)

	改正案					現行
別紙様式第1号の2(第2	20 条の 2 第 4 項関係 )					別紙様式第1号の2(第20条の2第4項関係)
		(日	(日本工業規格A4)			
	対象議決権保有届出書					対象議決権保有届出書
			年	月	日	年 月 日
財務(支)局長殿						財務(支)局長殿
	商号、名称又は氏名		ED			商号、名称又は氏名のいる。
	所在地、住所又は居所					所在地、住所又は居所
	届出又は報告義務発生日	年	月	日		<u>届出義務発生日</u> 年 月 日
1 (略)						1 (略)
2 (略)						2 (略)
(削る)						3 届出の委託を行う主要株主に関する事項
						商号、名称又は氏名
						所在地、住所又は居所
						電話番号
						代表者の氏名
						商号、名称又は氏名
						所在地、住所又は居所
						電話番号
						代表者の氏名
						商号、名称又は氏名
						<u>所在地、住所又は居所</u>
						電話番号
						代表者の氏名
						保有の目的 株別の関係にある老が保有する業法 ・・・・
						特別の関係にある者が保有する議決 (A)
						<u>権の数</u>
						証券会社又は証券持株会社の総株主 (B)
						の議決権数
						<u>議決権保有割合</u> <u>(A/B×100)</u>

### (記載上の注意)

1 一般的事項

この様式において「議決権」とは、<u>証券取引法</u>第28条の4第2項に規定する議決権をいう。

この様式において「特別の関係にある者」とは、<u>証券取引法施行令第15条の2</u>に 規定する特別の関係にある者をいう。

(削る)

2 個別事項

届出又は報告義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 20 以上の<u>議決権の保有者(証券取引法</u>第 28 条の 4 第 4 項の規定により、当該各号に定める数の議決権を保有しているものと みなされる場合を含む。) となった日を記載すること。

(略)

提出者に関する事項

イ 「1 個人、2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

口 (略)

八 (略)

- 二 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者<u>又は特別の関係</u>にある者が現に保有する証券会社<u>若しくは証券持株会社の議決権の数により</u>記載すること。
- ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には<u>法第二十八条の四第四項第一号</u>の規定に より保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

(削る)

(記載上の注意)

1 一般的事項

この様式において「議決権」とは、<u>法</u>第28条の4第2項に規定する議決権をいう。 この様式において「特別の関係にある者」とは、<u>令第15条の2第1項</u>に規定する 特別の関係にある者をいう。

- \_\_\_\_\_ この様式において「証券持株会社」とは、証券会社の持株会社(法第 28 条の 4 第 1 項第 10 号に規定する持株会社をいう。)をいう。
- \_\_\_\_\_\_第20条の2第5項の委託を受けた場合には、当該委託を受けた者(以下「受託者」 という。)については「2 提出者に関する事項」に記載し、当該委託を行う者(以下「委託者」という。)については「3 届出の委託を行う主要株主に関する事項」 に記載すること。

## 2 個別事項

届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 20 以上の<u>議決権(法</u>第 28 条の 4 第 4 項 の規定により<u>保有しているとみなされる議決権を含む。) の保有者</u>となった日を記載すること。

(略)

提出者に関する事項

イ 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

口 (略)

八 (略)

- 二 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者<u>及び特別の関係</u>にある者が現に保有する証券会社<u>又は証券持株会社の議決権の数を</u>記載すること。
- ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には、法第28条の4第4項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。
- \_\_ 委託を行う主要株主に関する事項

<ul> <li> <u>イ</u> 委託者が複数ある場合には、「商号、名称又は氏名 所在地、住所又は居所 電話番号 代表者の氏名」欄は、これらの事項に関し、すべての委託者についてまとめて記載した書面を添付することにより、その記載に代えることができる。</li> <li> <u>ロ</u> 「保有の目的」欄は、保有の目的が異なる者がある場合にはその旨が明確となるように記載することとし、すべての委託者の保有の目的が委託を受けた者と同じである場合には記載を省略することができる。</li> </ul>

## 証券会社に関する内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省今第三十二号)

改 正 案		現	行				
別紙様式第2号(第32条第1項関係)	S工業規格A4)	別紙様式第2号(第32条第1項関係) (日本工業規格A4)					
第 期営業報告書 年 月 日から 年 月 日まで		第	期営業報告書	年年	-		
年 (略) 1 業務の状況 ~ (略) <u>分別保管</u> の状況 (略) 有価証券の <u>分別保管</u> の状況	月 日提出	~ (略) <u>分別保管等</u> の状況 (略) 有価証券の <u>分別保管等</u> (		の状況	年	月日提出	
(略) 有価証券の <u>分別保管</u> の状況( <u>保管場所別</u> )		有価証券の <u>分別保管等</u>	(町 の状況( <u>保管等場所</u>				
<u>保管場所</u> 及び国名 <u>保管方法</u> 区 分 数・額面金額	単 位	保管等場所及び国名	保管等方法	区分	数・額面金額	単 位	
(略) (略) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
2 経 理 の 状 況 (略) (記載上の注意) 1 業務の状況 ~ (略) 分別保管の状況 表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。 (略) 有価証券の分別保管の状況 イ~ニ (略) 有価証券の分別保管の状況(保管場所別) イ 当期末現在における法第47条第1項の規定により自己の固有則		(記載上の注意) 1 業務の状況 - (略) <u>分別保管等</u> の状況 表示単位未満の端数: (略) 有価証券の <u>分別保</u> イ~ニ (略) 有価証券の <u>分別保</u> イ 当期末現在にお	管等の状況 管等の状況( <u>保管</u> 等	各) D端数を切り打 等場所別)			

している有価証券及び社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と分別して口座管理している有価証券について、保管場所及び保管方法ごとに記載すること。

- 口 「保管場所及び国名」の欄には、自己で保管又は口座管理している場合にはその旨、第三者をして保管させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること。 なお、受益証券を受託銀行をして保管させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。
- 八 「<u>保管方法</u>」の欄には、混蔵して保管している場合には混蔵保管と、社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純保管と記載すること。

ニ~へ (略)

2 経理の状況 (略)

している有価証券及び社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関 として振替口座簿により自己の固有財産と分別して口座管理している有価証券につい て、保管等場所及び保管等方法ごとに記載すること。

- 口 「<u>保管等場所</u>及び国名」の欄には、自己で保管又は口座管理している場合にはその 旨、第三者をして保管させている場合には当該第三者の名称及び国名を記載すること 。なお、受益証券を受託銀行をして保管させている場合には、国ごとに一括して受託 銀行と記載すること。
- ハ 「<u>保管等方法</u>」の欄には、混蔵して保管している場合には混蔵保管と、社債等の振替に関する法律第2条第4項に定める口座管理機関として口座管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純保管と記載すること。

ニ~へ (略)

2 経理の状況 (略)

改正案	現行
別紙様式第1号(第1条関係) (日本工業規格 A4) (第1面)	別紙様式第1号(第1条関係) (日本工業規格 A4) (第1面)
年 月 日 財務(支)局長 殿	年月日 財務(支)局長殿
申請者 主たる営業所等の住所 商号又は名称 氏名 印 (法人にあっては、代表者の <u>役職・</u> 氏名) <u>電話番号</u>	申請者 主たる営業所等の住所 商号又は名称 氏名 印 (法人にあっては、代表者の氏名)
登 録 申 請 書 証券取引法第 66 条の 2 の規定により証券仲介業者の登録を申請します。	登 録 申 請 書 証券取引法第 66 条の 2 の規定により証券仲介業者の登録を申請します。
(記載上の注意) 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。) 3 外国の法律に準拠して設立された法人については、主たる営業所等の住所として国内における主たる営業所等の住所を記載するとともに、本店の住所を()書きで併記すること。また、「代表者の役職・氏名」としては「日本における代表者」及び「その氏名」を記載すること。 4 個人については、「主たる営業所等の住所」欄に、国内において証券仲介業を行う主たる営業所等の住所を記載すること。	(記載上の注意) 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること(署名の場合を除く。)

								,	( <del>/ / / /</del>	2 幽)
*	登 録	番	号	財務(支)	局長(仲)第	等 号	를( -	<b>車</b> 月		日)
1 .	法人・	個人の別		個	人		法	<del>-</del>	人	
	(151)	〕がな)								
2 .	商号又	スは 名称								
	(131)	〕がな)	•							•
3 .	氏	名								
4 .	役 員	の氏名			別添	1の	とおり			
5 .	証券仲介業を	行う営業所又	は事		即汤	2 0	とおり			
	務所の名称及び	び所在地			יוליו ניכו	0)	このり			
6.	所属証券会社等	等の商号又は	名称		別添	3 の	とおり			•
7.	他に <u>営んで</u> いる	る事業の種類			別添	4の	とおり			
8 .	個人の登録申記	請者の兼職状	況		別添	5の	とおり			•
9.	法人の登録申	請者の役員の	兼職		即法	6 Φ	とおり			
	又は兼業状況				יוליו ניכל	(0 0)	このり			
10 .	登録申請者の	事故による損	失の							
	補てんを行う	所属証券会社	:等の		別添	7の	とおり			
	商号又は名称									
/ ±¬±	・トの注音)									

#### (記載上の注意)

- 1 「\*登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1、法人・個人の別」は、該当するものに 印をつけること。
- 3 「2.商号又は名称」「3.氏名」「4.役員の氏名」
  - (1) 法人は商号<u>又は名称</u>を「2.商号又は名称」<u>に記載し</u>、個人は氏名を「3.氏名」 に記載すること。
  - (2) 個人は「2.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
  - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に( )書きで併せて記載することができる。
- (4) 申請者が個人である場合は、「4.役員の氏名」への記載は省略すること。
- 4 「5.証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 5 「6.所属証券会社等の商号又は名称」には、当該所属証券会社等の登録番号を併せて記載すること。
- 6 「7.他に<u>営んで</u>いる事業の種類」、「8.個人の登録申請者の兼職状況」及び「9. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細 分類により記載すること。
- 7 「登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称」には、 所属証券会社等が複数ある場合のみ記載すること。

現行

(第2面)

										( -	73 <b>-</b> m /
*	登 釒	录	番	号	財務(支	)局長	(仲)第	号(	年	月	日)
1 .	法人・	個人	の別		個		人		法		人
	(131	りが	な)								
2 .	商号	又は	名 称								
	(131	りが	な)								
3 .	氏		名								
4 .	役 員	の	氏 名				別添 ′	1のと	おり		
5 .	証券仲介業を	行う旨	常業所又	は事	別添2のとおり						
	務所の名称及	び所在	地				מואנים	2 07 C	ر. ره.		
6.	所属証券会社	等の商	号又は	名称			別添3	3のと	おり		
7.	他に <u>行って</u> い	る事業	の種類				別添4	1のと	おり		
8 .	個人の登録申	請者σ	兼職状	況			別添 5	5のと	おり		
9 .	法人の登録申請者の役員の兼職 又は兼業状況			別添6のとおり							
10 .	登録申請者の事故による損失の										
	補てんを行う	所属訂	E券会社	等の			別添了	7のと	おり		
	商号又は名称	1									

#### (記載上の注意)

- 1 「\*登録番号」には、記載しないこと。
- 「1.法人・個人の別」は、該当するものに 印をつけること。
- 3 「2.商号又は名称」「3.氏名」「4.役員の氏名」
- (1) 法人は商号を「2.商号又は名称」<u>に、記載し</u>、個人は氏名を「3.氏名」に記載すること。
- (2) 個人は「2.商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
- (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に( )書きで合わせて記載することができる。
- (4) 申請者が個人である場合は、「4,役員の氏名」への記載は省略すること。
- 4 「5.証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること。
- 5 「6.所属証券会社等の商号又は名称」には、当該所属証券会社等の登録番号を併せて記載すること。
- 6 「7.他に<u>行って</u>いる事業の種類」、「8.個人の登録申請者の兼職状況」及び「9. 法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況」の事業の種類は、日本標準産業分類表細 分類により記載すること。
- 7 「登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称」には、 所属証券会社等が複数ある場合のみ記載すること。

改正案 現行 (第8面) (別添6:法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況) (別添6:法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況) 商号又は名称 商号又は名称 (年月日現在) (年月 常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及 (ふ り が な) 常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業 (ふりがな) 役員の氏名 び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類 役員の氏名 務の種類又は他に営んでいる事業の種類

## (注意事項)

役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類または他に 営んでいる事業の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により 作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び 業務の種類または他に営んでいる事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

## (注意事項)

役員が常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種類または他に営ん でいる事業の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成 した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号又は名称及び業務の種 類または他に営んでいる事業の種類を記載した書面(2部)を添付すること。

(第8面)

日現在)

現行 改正案 (第9面) (第9面) (別添7: 登録申請者の事故による損失の補填を行う所属証券会社等の商号又は名称) (別添7: 登録申請者の事故による損失の補填を行う所属証券会社等の商号又は名称) 商号又は名称 登録申請者の事故による損失の補填を行う所属証券会社等の商号又は名称 (注意事項) (注意事項) 証券仲介業者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号又は名称に変 証券仲介業者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号若しくは名称 に変更があった場合又は所属証券会社等が2以上になった場合には、第七条による届出 更があった場合または所属証券会社等が2以上になった場合には、第七条による届出書 書に、本様式により作成した変更後の登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属 に、本様式により作成した変更後の登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証

券会社等の商号又は名称を記載した書面(2部)を添付すること。

証券会社等の商号又は名称を記載した書面(2部)を添付すること。

# 有価証券に係る投資顧問業の規制等に係る法律施行規則(昭和六十一年(大蔵省今第五十四号)

改正案	現行						
別紙様式第十八号チ(第28条の2第4項関係)	別紙様式第十八号チ(第 28 条の 2 第 4 項関係)						
(日本工業規格A4)	(日本工業規格A4)						
対象議決権保有届出書	対象議決権保有届出書						
1 (略)	1 (略)						
2 (略)	2 (略)						
(削る)	3 届出の委託を行う主要株主に関する事項						
	商号、名称又は氏名						
	所在地又は住所(居所)						
	<u>電話番号</u>						
	代表者の氏名						
	商号、名称又は氏名						
	所在地又は住所(居所)						
	<u>電話番号</u>						
	代表者の氏名						
	商号、名称又は氏名						
	所在地又は住所(居所)						
	<u>電話番号</u>						
	代表者の氏名						
	保有の目的						
	特別の関係にある者が保有する議決 (A)						
	<u>権の数</u>						
	<u>認可投資顧問業者又は認可投資顧問</u> (B)						
	業者持株会社の総株主又は総出資者						
	の議決権数						
	<u>議決権保有割合</u> <u>( A/B × 100 )</u>						
	(記載上の注意)						
(記載上の注意)							
1 一般的事項	1 一般的事項						

(略)

(略)

(削る)

2 個別事項

届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の<u>議決権の保有者(法第27条第5</u>項の規定により、同項各号に定める数の議決権を保有しているものとみなされる場合を含む。)となつた日を記載すること。

(略)

(略)

(削る)

(略)

(略)

第 28 条の 2 第 5 項の委託を受けた場合には、当該委託を受けた者(以下「受託者」という。)については「2 提出者に関する事項」に記載し、当該委託を行う者(以下「委託者」という。)については「3 届出の委託を行う主要株主に関する事項」に記載すること。

#### 2 個別事項

届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の 100 分の 20 以上の<u>議決権</u>(法第 27 条第 5 項の規定により保有しているとみなされる議決権を含む。)の保有者となつた日を記載すること。

(略)

(略)

- \_\_ 委託を行う主要株主に関する事項
- <u>イ</u> 委託者が複数ある場合には、「商号、名称又は氏名 所在地又は住 所(居所) 電話番号 代表者の氏名」欄は、これらの事項に関し、すべての委託者について まとめて記載した書面を添付することにより、その記載に代えることができる。
- <u>「保有の目的」欄は、保有の目的が異なる者がある場合にはその旨</u>が明確 となるように記載することとし、すべての委託者の保有の目的が委託を受けた者 と同じである場合には記載を省略することができる。

# 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則 (平成十二年総理府令第百二十九号)

改正案	現行					
別紙様式第6号の2(第19条の2第4項関係)	別紙様式第6号の2(第19条の2第4項関係)					
対象議決権保有届出書	対象議決権保有届出書					
1 (略)	1 (略)					
2 (略)	2 (略)					
(削る)	<u>  3 届出の委託を行う主要株主に関する事項</u>					
(削る)	3 届出の委託を行う主要株主に関する事項 商号、名称又は氏名					
	<u>岡与、日本久は氏日</u>   所在地又は住所(居所)					
	電話番号					
	代表者の氏名					
	商号、名称又は氏名					
	所在地又は住所(居所)					
	電話番号					
	代表者の氏名					
	商号、名称又は氏名					
	所在地又は住所(居所)					
	<u>電話番号</u>					
	代表者の氏名					
	保有の目的					
	特別の関係にある者が保有する議決 権の数					
	<u>投資信託委託業者又は投資信託委託</u> (B) 業者持株会社の総株主又は総出資者					
	<u>の議決権数</u>					
	<u>議決権保有割合</u> (A/B×100)					
(記載上の注意)	(記載上の注意)					
1 一般的事項	1 一般的事項					

(略) (略) (略) (略) 第19条の2第5項の委託を受けた場合には、当該委託を受けた者(以下「受託者」 (削る) という。)については「2 提出者に関する事項」に記載し、当該委託を行う者(以 下「委託者」という。) については「3 届出の委託を行う主要株主に関する事項」 に記載すること。 2 個別事項 2 個別事項 (略) (略) (略) (略) 委託を行う主要株主に関する事項 (削る) イ 委託者が複数ある場合には、「商号、名称又は氏名 所在地又は住 所(居所) 電話番号 代表者の氏名」欄は、これらの事項に関し、すべての委託者についてま とめて記載した書面を添付することにより、その記載に代えることができる。 ロ 「保有の目的」欄は、保有の目的が異なる者がある場合にはその旨 となるように記載することとし、すべての委託者の保有の目的が委託を受けた者と 同じである場合には記載を省略することができる。